

I 福祉サービス第三者 評価の現状等について

評価者フォローアップ研修(共通コース)

平成28年4月・5月開催

東京都福祉サービス評価推進機構

- 1 平成27年度評価実施件数等**
- 2 平成15年度からの実績(全国及び都)**
- 3 平成26年度評価実施内訳等**
- 4 平成28年度評価推進機構の取組**

1 平成27年度評価実施件数等

(1) 平成27年度評価実施件数等

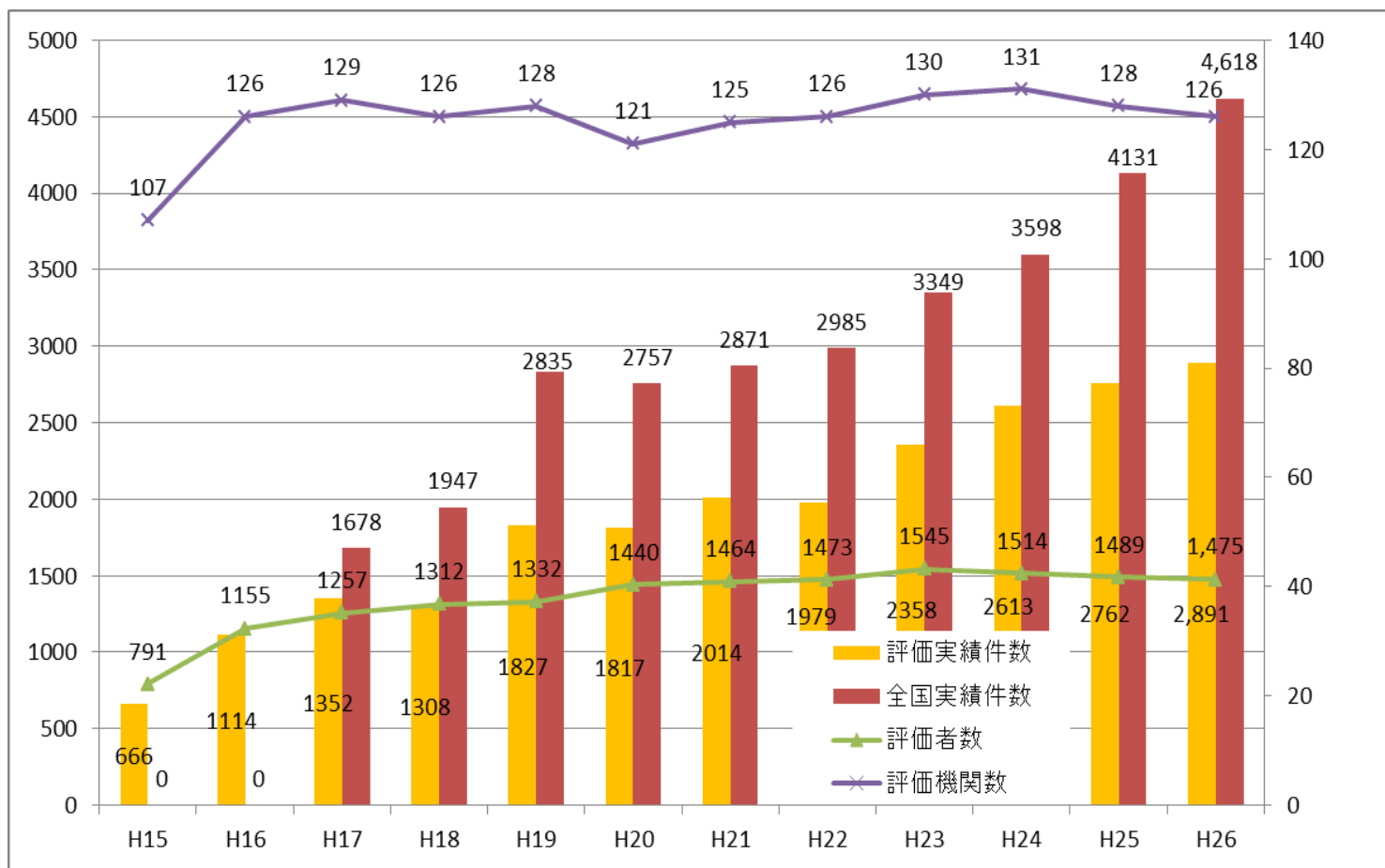
| 区分 | 27年度 ※推計 | 26年度 | 25年度 |
|-----------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 評価実施件数 | 2,920件 | 2,891件 | 2,762件 |
| 対象事業所数 | 20,985所 | 19,823所 | 18,295所 |
| 評価実施率 | 13.9% | 14.6% | 15.1% |
| 評価機関数 社会的養護関係施設評価機関数（再計） | 123機関 (69機関) | 126機関 (71機関) | 128機関 (67機関) |
| 評価者数 社会的養護関係施設評価者数（再計） | 1,436人 (413人) | 1,475人 (410人) | 1,489人 (377人) |

* 27年度評価実施件数は、評価予定件数

* 27年度対象事業所数は、平成27年4月1日現在

* 27年度評価機関・評価者数(社会的養護関係施設)は、平成28年3月16日現在

2 平成15年度からの実績 (全国及び都)



3 平成26年度評価実施内訳等

(1) 評価実施内訳

| | 26年度 | 25年度 |
|----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 評価実施件数 (対象事業所数) | 2,891件 (19,823所) | 2,762件 (18,295所) |
| 施設系 (対象事業所数) | 1,495件 (3,781所) | 1,483件 (3,624所) |
| 居宅系 (対象事業所数) | 1,396件 (16,042所) | 1,279件 (14,671所) |
| 評価実施率 | 14.6% | 15.1% |
| 施設系 | 39.5% | 40.9% |
| 居宅系 | 8.7% | 8.7% |

(2) 評価者別評価実施件数

| | 26年度 | 25年度 |
|------------|-------|-------|
| 評価者一人当たり件数 | 5.9件 | 5.6件 |
| 0件 | 16.5% | 20.4% |
| 1件 | 25.1% | 23.2% |
| 2件～5件 | 31.2% | 30.2% |
| 6件～10件 | 12.8% | 12.9% |
| 11件～20件 | 7.7% | 7.0% |
| 21件以上 | 6.7% | 6.3% |

* 評価者一人当たり件数 = $\frac{\text{延べ評価実施評価者数 (評価実施件数} \times 3)}{\text{実評価者数}}$

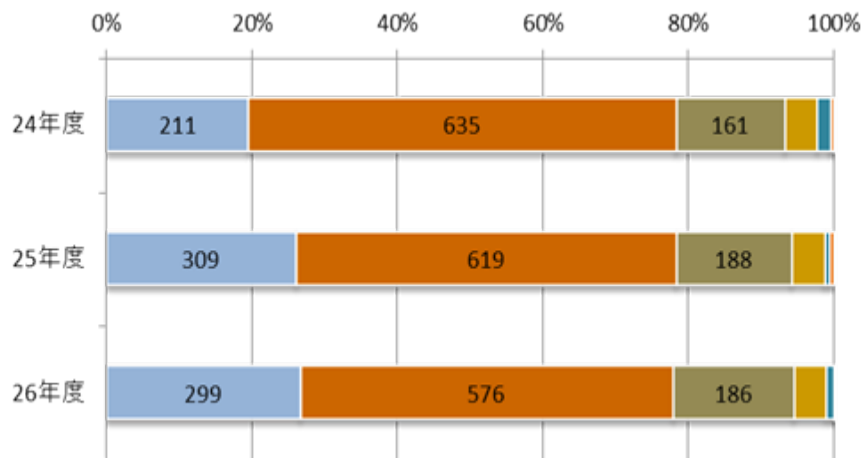
(1件の評価は、3人以上の評価者が一貫して行うため)

(3) 評価機関別評価実施件数

| | 26年度 | 25年度 |
|--------------|-------|-------|
| 1 評価機関当たり件数 | 23.0件 | 22.0件 |
| 0 件 | 4.8% | 3.1% |
| 1 件 | 8.7% | 8.6% |
| 2 件～ 5 件 | 18.3% | 23.4% |
| 6 件～ 1 0 件 | 12.7% | 13.3% |
| 1 1 件～ 2 0 件 | 19.8% | 18.8% |
| 2 1 件以上 | 35.7% | 32.8% |

(4) 平成26年度受審事業所アンケート結果 I

設問：今回の第三者評価について、どの程度満足したか



| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|----|----|---|---|------|
| 24年度 | 211 | 635 | 161 | 48 | 19 | 5 | 2 | 1081 |
| 25年度 | 309 | 619 | 188 | 53 | 9 | 8 | 0 | 1186 |
| 26年度 | 299 | 576 | 186 | 50 | 11 | 1 | 1 | 1124 |

■ 大変満足 1 ■ 満足 2 ■ どちらかといえば満足 3 ■ どちらともいえない 4 ■ どちらかといえば不満 5 ■ 不満 6 ■ 大変不満 7

「満足」が最も多く、「大変満足」「満足」「どちらかといえば満足」の合計は毎年9割を超え、受審の満足度が伺える。

しかし、「大変不満」「不満」との回答もある。

事業者の意見(受審した満足度)

○大変満足と回答した事業者

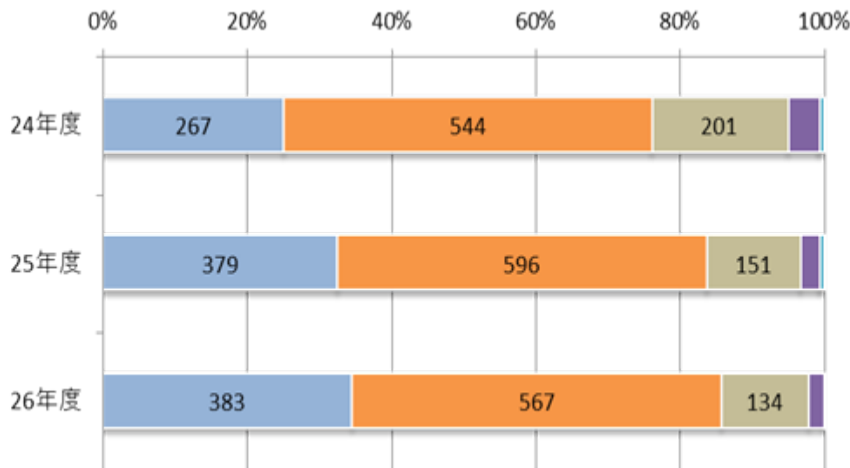
- ⇒ 客観的な評価が得られ、今後の取り組みへのきっかけとなった。
- ⇒ 良い点、改善を要する点をはっきり示してくれる。
- ⇒ 第三者の方に評価を受けることで、職員のサービス改善に対する意識が高まった。

○どちらかといえば不満と回答した事業者

- ⇒ 説明に時間がかかってしまったので事前に把握して欲しかった。

平成26年度受審事業所アンケート結果 II

設問：今後も第三者評価を実施したいと思うか



| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|----|---|-------|
| 24年度 | 267 | 544 | 201 | 46 | 8 | 1,066 |
| 25年度 | 379 | 596 | 151 | 32 | 7 | 1,165 |
| 26年度 | 383 | 567 | 134 | 23 | 1 | 1,108 |

■ 1 ぜひ実施したい ■ 2 実施したい ■ 3 どちらともいえない ■ 4 あまり実施したくない ■ 5 実施しない

今後も「実施したい」が最も多く、「ぜひ実施したい」と「実施したい」の合計は25、26の2か年度では8割を超え、継続受審の意向が高まっていると思われる。

しかし、「あまり実施したくない」「実施したくない」の回答も上がっている。

事業者の意見(今後の受審意向)

○ぜひ実施したい・実施したいと回答した事業者

⇒ 受審することにより、サービスの向上や運営方法の改善につながると考えるため

⇒ 事業所の改善を考える良い機会となるから

○あまり実施したくないと回答した事業者

⇒ 時間を取られてしまい、日々の仕事に支障がでるため

⇒ 振り返りにはなるが、どう計画して良いのかわからない点があり今後どう生かしていくのか悩む

4 平成28年度評価推進機構の取組

(1) 平成28年度の評価手法等について

評価対象福祉サービス 59サービス

◇ 認定こども園

(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)

◇ 宿泊型自立訓練

◇ 共同生活援助 (グループホーム)

◇ 地域密着型通所介護 (平成28年4月から
利用定員19人未満の通所介護)

(2) 平成28年度における評価項目の検討事項

ア 組織マネジメント項目の見直し

平成28・29年度の2カ年度かけて評価項目を見直し、平成30年度から評価開始

イ 地域密着型サービスの共通評価項目の見直し

平成28年度に事業評価及び利用者調査の共通評価項目を見直し、平成29年度から評価開始

ウ 認可・認証保育所の共通評価項目の見直し

平成28年度に事業評価及び利用者調査の共通評価項目を見直し、平成29年度から評価開始

(3) 評価の質の向上への取組

- ◇ 評価手法チェックリスト実施による手法順守の徹底
- ◇ 機構による研修の充実と評価機関による評価者育成の促進

(4) 評価者研修の実施

- ◇ 新評価対象サービスの研修
28年度から評価対象となる「認定こども園」「宿泊型自立訓練」「共同生活援助（グループホーム）」の現状や共通評価項目を理解するための研修を実施
- ◇ 特色ある研修内容

(5) 普及啓発及び受審率向上に向けた取組

- ◇ 区市町村事業者連絡会活用による事業者への広報
- ◇ 各種イベントでのパネル展示や検索体験による都民への広報
- ◇ 高齢居宅系サービスの評価結果概要版（PDF版）の作成、活用促進による都民への制度周知
- ◇ 高齢居宅系サービスの連続受審事業所を福ナビで紹介することによる事業者、都民への制度周知
- ◇ とうきょう福祉ナビゲーション（第三者評価画面）のデザイン・レイアウト変更や検索機能の充実による都民・事業者への制度周知

Ⅱ 福祉サービス第三者 評価機関認証要綱等の 一部改正について

評価者フォローアップ研修(共通コース)

平成28年4月・5月開催

東京都福祉サービス評価推進機構

【内容】

- 1 社会的養護関係施設評価機関・評価者の取扱いについて
- 2 評価機関・評価者の質の向上に向けた取組みについて
- 3 評価手法チェックリストについて

1 社会的養護関係施設評価機関・評価者の取扱いについて

(1) 社会的養護関係施設の第三者評価

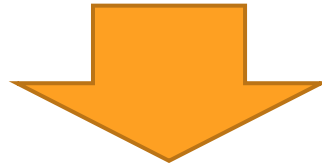
- 子どもが施設を選ぶ仕組みでない措置制度等
- 施設長による親権代行等の規定
- 被虐待児等が増加



『第三者評価の義務付け』
(3年に1回以上)

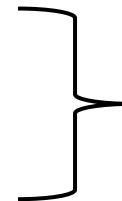
(2) 改正の趣旨

- 制度開始から3年が経過
- 質の高い第三者評価が求められている。
- 評価経験を蓄積できる環境の整備が必要 等



社会的養護関係施設評価機関・評価者の取扱いに係る関係規程等の見直しへ

- ・福祉サービス第三者評価機関認証実施要領
- ・福祉サービス第三者評価評価者名簿登載要領



一部改正

H28. 4. 1施行

(3) 社会的養護関係施設評価機関の取扱いについて

(改正内容)

| | | 改正後 |
|------|------|---|
| 新規認証 | 評価者 | 都で実施する養成研修または継続研修を修了した評価者が主たる所属で1名以上 (新規認証申請年度を含む3年以内) |
| | 評価実績 | 前年度 の評価実績が 10件以上 (サービスは問わない) |
| 更新認証 | 評価者 | 都で実施する養成研修または継続研修を修了した評価者が主たる所属で1名以上 (更新認証申請年度を含む3年以内) |
| | 評価実績 | 更新認証申請年度の社会的養護関係施設の評価実績が 1件以上 |

| | | 改正前 |
|--|--|--|
| | | 国または都で実施する養成研修または継続研修を修了した評価者が主たる所属で1名以上 |
| | | 1件以上(サービスは問わない) |
| | | — |
| | | (参考: 取消要件) 社会的養護関係施設の 評価実績がない年度が連続して3年となった場合は、取消し |

(経過措置)

平成28年度に限り、国の研修修了者(平成24～26年度)、及び機構開催の研修修了者(平成24・25年度)も評価者要件を満たす者とします。

(4) 社会的養護関係施設評価者の取扱いについて

(改正内容)

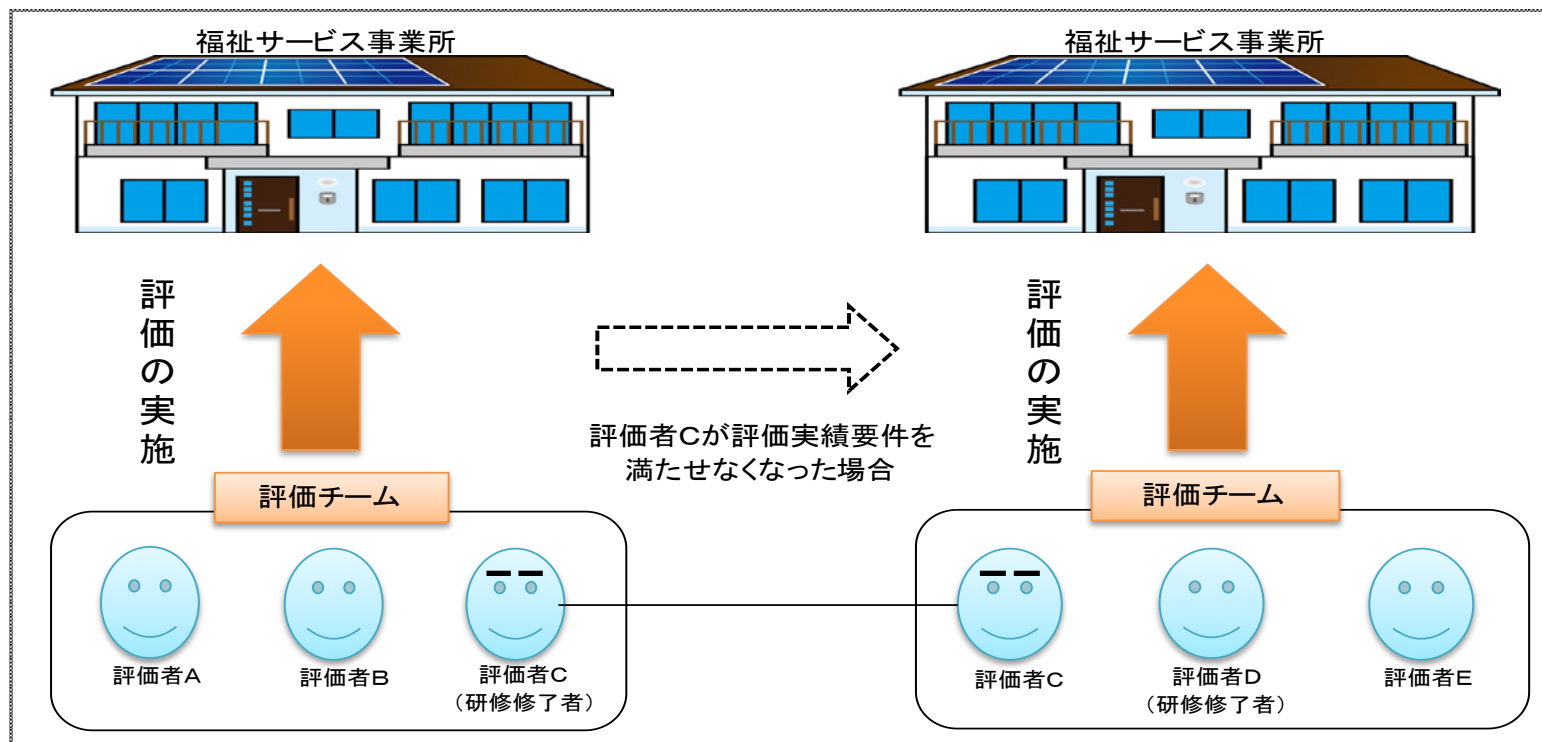
| | 改正後 | 改正前 |
|-------|---|---|
| 評価者要件 | <p>都が開催する養成研修、または継続研修を受講し修了すること。</p> | <p>国または都が開催する養成研修、または継続研修を受講し修了すること。</p> |
| 評価実績 | <p>社会的養護関係施設の評価実績がない年度が連続して2年となった者は、「社会的養護関係施設の評価の実施に必要な配置要件を満たす評価者」でなくなる。</p> | — |

(経過措置)

平成28年度に限り、国の研修修了者(平成24～26年度)、も評価者要件を満たす者とします。

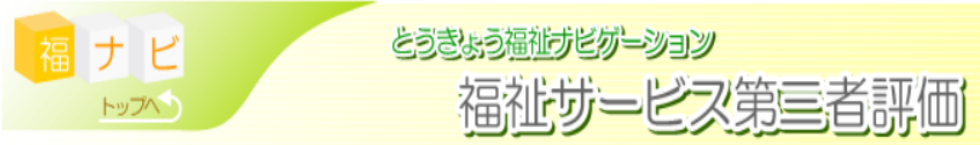
(社会的養護関係施設の評価者配置要件について)

- 3人以上の評価者のうち、1人以上は都の研修修了者(3年以内の研修修了者でなくても可)の配置が必要
- 社会的養護関係施設の評価実績が2年連続で無い場合で、研修修了者としての配置要件を満たさなくなった場合も、他に研修修了者の配置があれば、評価の実施は可能



(福ナビ上の表示(配置要件を満たす評価者確認方法))

社会的養護関係施設の評価実施時における配置要件を満たしている評価者は、福ナビ(評価者情報)の「社会的養護関係施設評価可能欄」に○が付いている。



[福祉サービス第三者評価情報](#) > [評価者検索](#) > 評価者一覧

◆評価者一覧◆

評価実績件数で絞り込みができます 件以上

この欄に○がある評価者が社会的養護関係施設の評価実施に係る配置要件を満たしている。

| 評価者養成講習修了者番号 | 主たる所属評価機関 | 評価実績 | 社会的養護関係施設 評価可能 | 評価者活動状況 |
|--------------|-----------|----------|-------------------|---------|
| | | 170件 | | ○ |
| | | 10件 | | ○ |
| | | 134件 | | ○ |
| | | 参考掲載 21件 | ○ | ○ |

「社会的養護関係施設評価可能欄」は実際に社会的養護関係施設の評価が実施できるかどうかではなく、配置要件を満たすかどうかを表している。

2 評価機関・評価者の質の向上に向けた取組みについて (現状・課題)

- 評価手法が順守されていないケースが散見される。
- 評価の質を向上させていくことが課題である。



適正な評価活動を実施し、かつ、評価の質を向上するためには、機構が実施する研修等に加えて、評価機関による評価者のマネジメント等が必要

- ・福祉サービス第三者評価機関認証要綱
 - ・福祉サービス第三者評価機関認証実施要領
 - ・評価手法違反に係る公表手続要領
- 一部改正
- 新たに策定

H28. 4. 1施行

(改正内容)

- (1) 評価手法違反の再発防止に係る改善策の報告
- (2) 評価手法違反内容等の公表
- (3) 評価者の質の向上に向けた責務を規定
- (4) 評価者育成計画兼報告書の提出回数の見直し
- (5) 評価機関の認証有効期間の見直し
- (6) 認証の更新の際に必要な評価実績
- (7) その他

(評価手法違反とは)

下表の各通知文に定める「機構の定める評価手法」に違反することを示します。

| 文書番号 | 発出年月日 | 名称 |
|-------------|------------|--|
| 21財情報第1034号 | 平成22年3月26日 | 福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第12号に規定する「機構の定める評価手法及び共通評価項目」の策定について(通知) |
| 21財情報第1035号 | 平成22年3月26日 | 東京都福祉サービス第三者評価における利用者調査とサービス項目を中心とした評価の実施について(通知) |
| 27財情報第1655号 | 平成28年3月1日 | 平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知) |
| 27財情報第1656号 | 平成28年3月1日 | 平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の共通評価項目について(通知) |
| 27財情報第1544号 | 平成28年3月1日 | 東京都福祉サービス第三者評価における多機能型事業所及び障害者支援施設の評価実施における取扱いについて(通知) |
| 26財情報第1596号 | 平成27年2月23日 | 東京都福祉サービス第三者評価における障害児入所施設の評価の実施について(通知) |
| 26財情報第1595号 | 平成27年2月23日 | 東京都福祉サービス第三者評価における障害児通所支援等の評価の実施について(通知) |
| 27財情報第1621号 | 平成28年3月1日 | 東京都福祉サービス第三者評価における共同生活援助(グループホーム)の評価の実施について(通知) |

※「評価手法チェックリスト」で評価手法の内容を確認することができます。

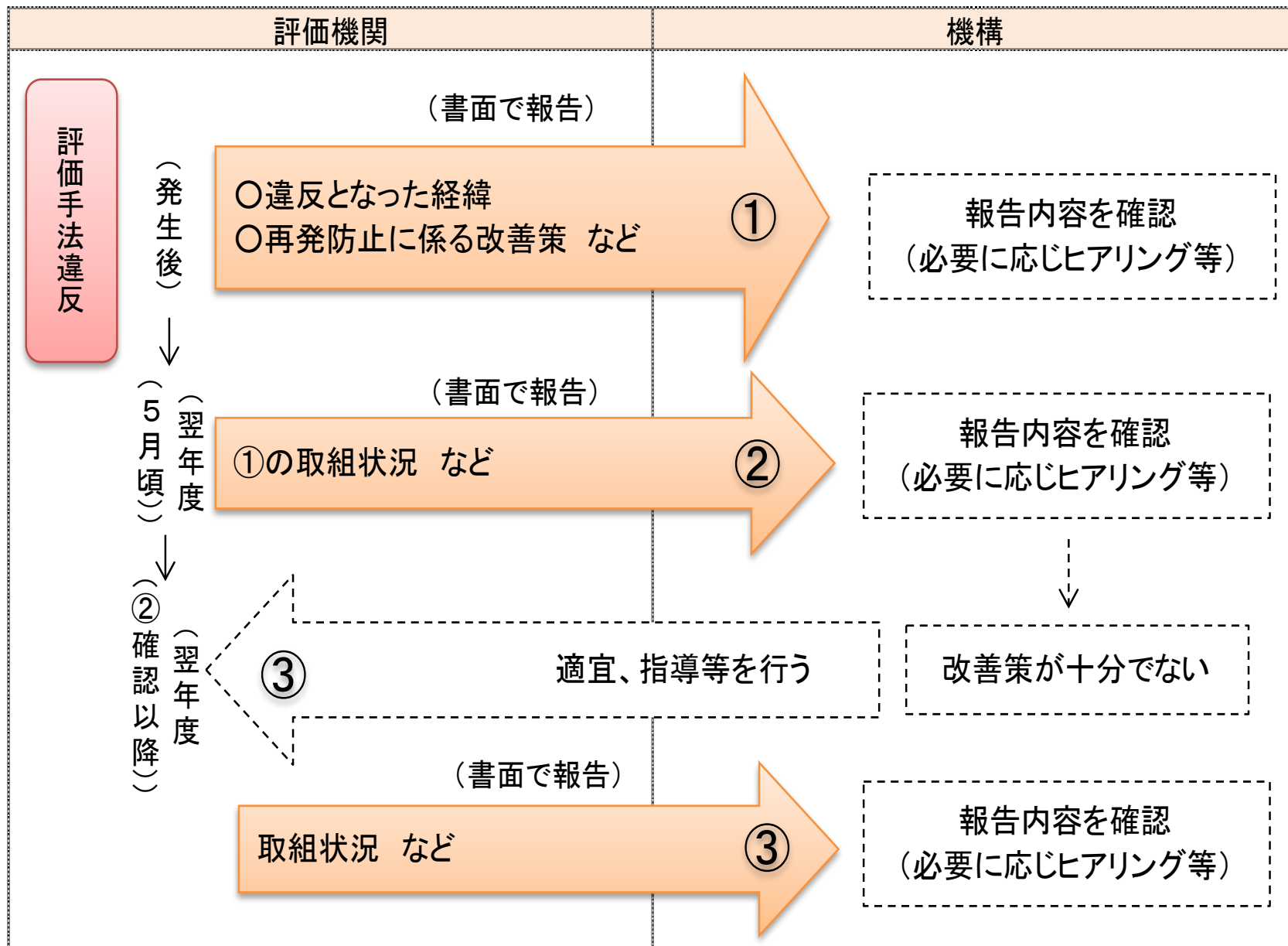
(1) 評価手法違反の再発防止に係る改善策の報告

認証要綱第9条第1項に評価手法違反を行った評価機関に対して、機構が指導を行い、再発防止に向けた改善策等の報告を求めることを新たに規定。

- ① 違反の経緯や再発防止に係る改善策を機構に書面で報告
- ② 翌年度に①で報告された改善策の取組状況を機構に書面で経過報告
- ③ ②の取組状況について、機構に書面で経過報告

※①と②は必須。③は②の取組状況が不十分な場合のみ

(機構の指導、評価機関からの報告の流れ)



(2) 評価手法違反内容等の公表

第三者評価を受審する事業者が評価機関を選択する際の判断に資するよう情報提供することを目的として、認証要綱第9条第2項に評価手法違反内容等を公表することを新たに規定。

また、公表の手続等については、公表手続要領を新たに制定。

(公表の対象となる評価機関)

- ① 機構が指導を行ったにも関わらず、認証要綱第9条第1項で規定する報告がなく、かつ、今後も報告の見通しが無い場合
- ② 機構が指導を行ったにも関わらず、認証要綱第9条第1項で報告があった同一の評価手法違反を1件以上2年連続して行い、かつ、改善の見込みが無い場合

(報告の見通しがない場合)

- 評価手法違反を行ったとき等の報告がない
- 機構の繰り返しの指導にも応じない
- 期限を決めた報告依頼に係る通知にも応じない

今後も見通しがないと判断

委員会へ報告

(改善の見込みがない場合)

- 同様の評価手法違反を2年連続して行った場合
- 改善策が講じられない

改善の見込みがないと判断

委員会へ報告

(公表手続)

公表を行う場合

- ① 機構からの指導内容等を記した文書を交付
- ② 機構は、委員会に違反内容等を文書で報告
- ③ 委員会は上記②報告内容を十分に参酌し、
公表の可否を審議の上、決定
- ④ 上記③で公表することを決定した場合、
機構は福ナビで公表

公表を取りやめる場合

- ⑤ 委員会で公表取りやめの可否を審議、決定
- ⑥ (上記⑤の決定後) 機構は、上記④の公表を削除

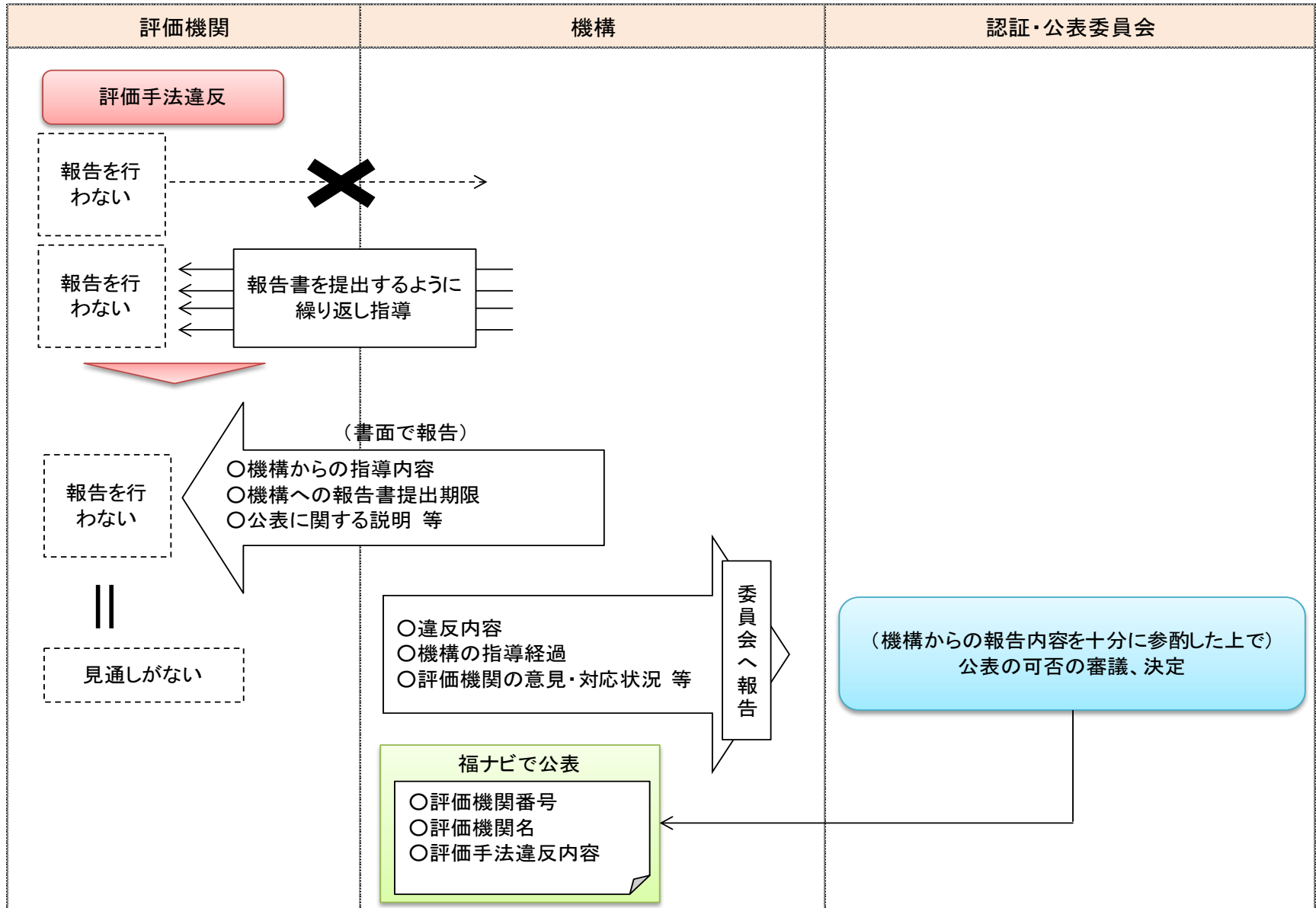
(公表内容)

- 評価機関番号
- 評価機関名
- 評価手法違反内容

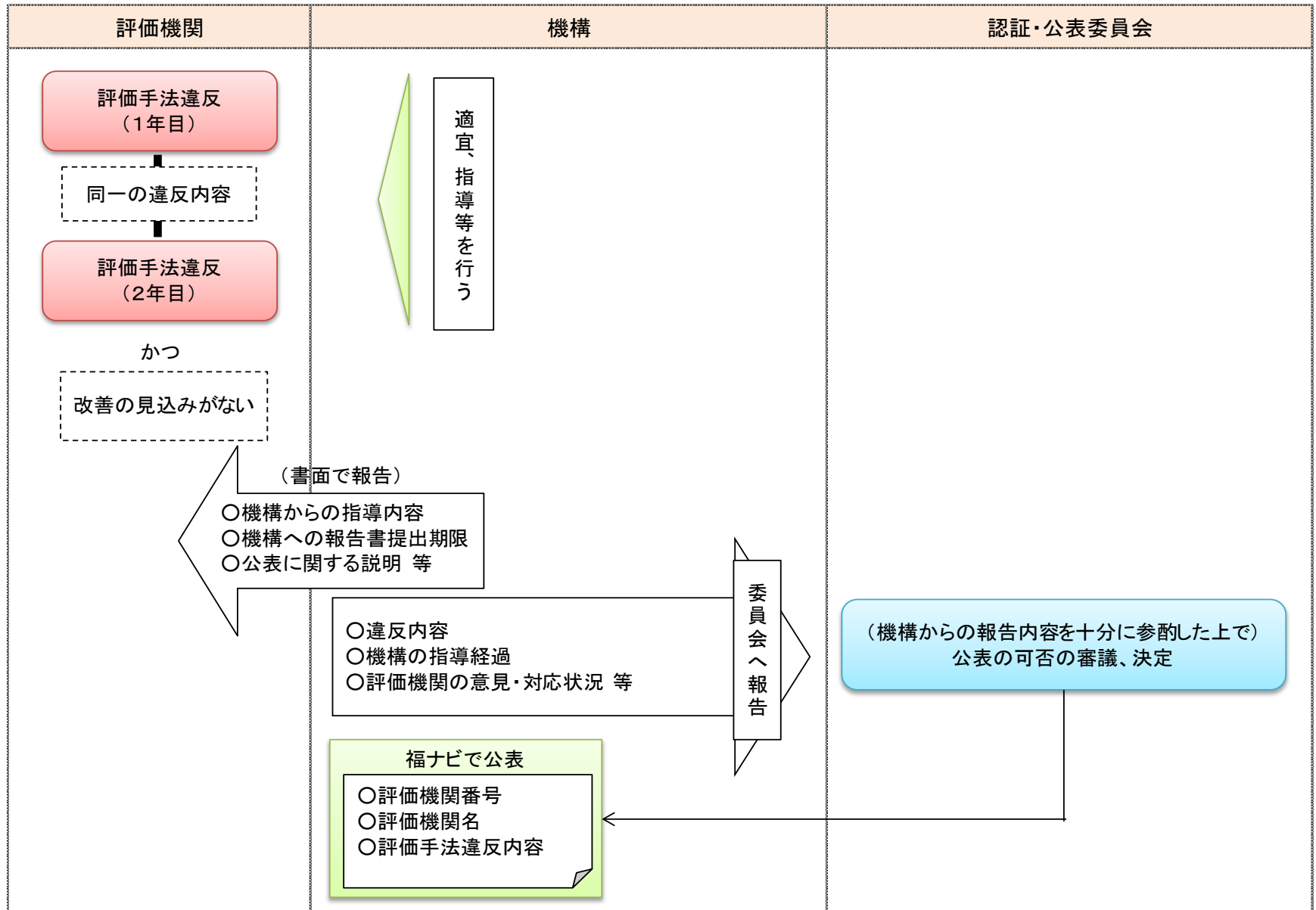
(公表方法)

- とうきょう福祉ナビゲーションの第三者評価のページ上で公表

(公表までの流れ～報告の見通しが無い場合～)



(公表までの流れ～改善の見込みがない場合～)



(3) 評価者の質の向上に向けた責務を規定

認証要綱第2条第21号に評価者の育成・指導を行い、評価者の質の向上に取り組むことを評価機関の責務として規定

(4) 評価者育成計画兼報告書の提出回数の見直し

認証要綱第2条第21号に規定する「評価者育成計画兼報告書」の提出回数変更(様式も一部変更)

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p data-bbox="484 1029 629 1105">3回</p> <ul data-bbox="278 1143 846 1343" style="list-style-type: none">・4月 (育成計画)・10月 (中間報告)・4月 (実績報告) | <p data-bbox="1367 1025 1470 1082">5回</p> <ul data-bbox="1141 1086 1773 1386" style="list-style-type: none">・4月 (育成計画)・7月 (第1四半期)・10月 (第2四半期)・1月 (第3四半期)・4月 (第4四半期) |

(5) 評価機関の認証有効期間の見直し

認証要綱第6条を改正し、評価機関の認証有効期間を変更。なお、社会的養護関係施設評価機関は変更なし(1年間)。

| 改正後 | 改正前 |
|-----------|-----------|
| <u>3年</u> | <u>1年</u> |

- 平成29年4月1日を始期とする3か年度ごとの期間
- 有効期間の満了日は、認証を受けた日に関わらず、上記3か年度ごとの満了日(3月末日)とする。

※平成28年度の認証有効期間は従前の1年間

(6) 認証の更新の際に必要な評価実績

認証要綱第3条第3項及び実施要領第19条に、評価機関の認証更新時に必要となる評価実績を新たに規定。また、毎年1件以上評価実績をあげることに努めることも新たに規定。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------|----------------|
| 3年間で <u>5件以上</u> | 毎年 <u>1件以上</u> |

(新規認証評価機関の更新認証時に必要な評価実績)

| 認証有効期間 | 評価実績 |
|----------|------|
| 3年未満 | 3件以上 |
| 1年以上2年未満 | 1件以上 |
| 1年未満 | 免除 |

(7) その他

認証要綱及び実施要領に更新認証申請に係る様式の追加や評価機関の認証更新時に必要な評価実績を規程の中に位置付けたことに伴い、社会的養護関係施設評価機関の各申請時に必要な評価実績を規程に追加(内容に変更なし)。

3 評価手法チェックリストについて

- 目的

評価手法を順守し、適正な評価活動を実施するために、
評価手法チェックリストを配布・実施

- 対象

- ・全ての評価者
- ・評価機関の事務局

- 配付方法

- ・フォローアップ研修(共通コース)
- ・HPへ掲載

- 活用(例)

- ・(年度当初)評価開始前にチェックを行い、評価手法を確認
- ・評価実施中に確認し、評価手法を順守した評価実施の徹底
- ・評価機関内における研修会等で使用

Ⅲ 平成28年度の 評価手法等について

評価者フォローアップ研修(共通コース)

平成28年4月・5月開催

東京都福祉サービス評価推進機構

- 1 評価手法チェックリストの使い方**
- 2 固有名詞の取扱いについて**
- 3 平成28年度からの新規評価対象サービス**
- 4 サービス提供のプロセス項目の変更について**
- 5 利用者調査共通評価項目の一部変更等**
- 6 場面観察方式の事例紹介**
- 7 チェック式自己評価シートの使用**

1 評価手法チェックリストの使い方

(1) 全分野共通チェックリスト

全分野共通の評価手法について、21財情報第1034号『福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第12号に規定する「機構の定める評価手法及び共通評価項目」の策定について(通知)』などの手法通知の内容を、チェック事項として設定しています。

1 全分野共通チェックリスト

| STEP | No. | チェック | チェック事項 | 根拠通知 | 補足 |
|-------------------------|-----|--------------------------|--|--|--|
| 1 評価チームの決定とスケジュールリング | 1 | <input type="checkbox"/> | 3人以上の... 確認したらチェックを入れます。 *ただし、小規模な事業所が多いと想定されるサービスの評価においては、特例として2人以上でもよいとしている。 *ただし、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」においては、2人以上の評価者でよいとしている。 | ・21財情報第1034号3(3) (・21財情報第1035号) (・27財情報第1655号) | ○小規模な事業所が多いと想定されるサービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表2のとおり。 ○「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の対象サービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表1(2)のとおり。 |
| | 2 | <input type="checkbox"/> | 評価チームは「福祉(福祉サービス分野)を担... *ただし、「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」については、この手法は適用されないため、自由な組み合わせで評価を実施してもよい。 | ・21財情報第1034号3(4) (・21財情報第1035号) | ○「利用者調査とサービス項目を中心とした評価」の対象サービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表1(2)のとおり。 |
| | | <input type="checkbox"/> | 一件の評価について、年度内(毎年4月1日から3月31日までの期間)に、利用者調査の実施... フィードバックまでを実施しているか。 | | 「評価手法」の根拠となる通知の文書番号です。 |

第三者評価ガイドブックの「Ⅲ 評価実施の具体的な流れ」に掲載されているSTEPごとにチェック事項を分類しています。

⇒ 「平成28年度 評価手法チェックリスト」をご覧ください。

(2) 分野別チェックリスト

主に、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」において、サービス種別ごとに設定されている利用者調査方法及び、障害者(児)分野の個別の通知の内容をチェック事項として設定しています。

2 分野別チェックリスト

| 分野 | No. | チェック | サービス種別 | チェック事項 | 根拠通知 | 補足 |
|----|-----|--------------------------|-----------------------------|---|---------------|---|
| 高齢 | 1 | <input type="checkbox"/> | 訪問入浴介護 | 利用者調査の対象を「少なくとも六ヶ月の期間を設け、その期間内の利用者全員」としているか。 利用者数が二百名を超える場合は、二百名を任意抽出して対象としている | 27財情報第1655号-4 | ○サービスごとに定まっている「調査対象」については、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表5のとおり。 ○あらかじめ場面観察方式を実施するサービスは、27財情報第1655号「平成28年度東京都福祉サービス第三者評価の評価手法について(通知)」別表5のとおり。 |
| | 2 | <input type="checkbox"/> | 福祉用具貸与 | 利用者調査の対象を「給付管理の対象となっている登録者全員」とし、利用者数が二百名を超える場合は、二百名を任意抽出して対象としている | 27財情報第1655号-4 | |
| | 3 | <input type="checkbox"/> | 居宅介護支援 | 利用者調査の対象を「給付管理の対象となっている登録者全員」としているか。 | 27財情報第1655号-4 | |
| | 4 | <input type="checkbox"/> | 通所介護【デイサービス】 | 利用者調査の対象を「少なくとも六ヶ月の期間を設け、その期間内の利用者全員」としているか。 | 27財情報第1655号-4 | |
| | 5 | <input type="checkbox"/> | 短期入所生活介護【ショートステイ】 | 利用者調査の対象を「少なくとも一ヶ月の期間を設け、その期間内の利用者全員(実数)」としているか。 | 27財情報第1655号-4 | |
| | 6 | <input type="checkbox"/> | 認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】 | 利用者調査は、利用者本人に対し「場面観察方式」、家族等に対し「共通評価項目による調査(アンケート方式)」を行っているか。 | 27財情報第1655号-4 | |

確認したらチェックを入れます。

右欄の「チェック事項」が適用されるサービス種別です。

「評価手法」にあたる事項です。

チェック事項の補足情報です。

分野ごとにチェック事項を分類しています。

「評価手法」の根拠となる通知の文書番号です。

⇒ 「平成28年度 評価手法チェックリスト」をご覧ください。

2 固有名詞の取扱いについて

評価結果は中立的な立場である機構が公表するものですから、固有名詞(地名・役所名は除く)はできるだけ使用しないよう、記載内容に工夫を行ってください。

また、固有名詞を使用することにより、かえって記載内容が理解しづらくなってしまうこともあります。誰が閲覧しても事業者の現状や課題が理解できるような表現に言い換えをすることが求められます。

「ガイドブック 2016」49ページ

考え方に変更はありません

(1) 表現の工夫が必要な固有名詞

⇒ 商標登録されている商品名等

商品名は、その企業や商品の広告となる おそれがあるため、できるだけ使用しない。

*** 商標登録されているか否かは、ウェブサイトで調べることができるので、確認の上、表現の工夫等を行ってください。**

(2) 評価機関の判断で使用する固有名詞

⇒ 広く知られたテーマパークや観光施設などは地名に準ずるものとして、使用しても良いと考える。

⇒ 広く知られた絵本や童話、童謡などの作品名、キャラクターは、言い換えることでかえってイメージがつかめない、分かりづらいという場合があるため、使用しても良いと考える。

3 平成28年度からの新規評価対象サービス

- 認定こども園
- 宿泊型自立訓練
- 共同生活援助(グループホーム)
- 地域密着型通所介護

⇒平成28年度から、小規模な通所介護事業所（利用定員19人未満）は地域密着型通所介護へ移行

平成28年度は、「通所介護【デイサービス】」の共通評価項目を適用して実施

4 サービス提供のプロセス項目の変更について

(1) 6-3-3-1の変更

| 平成27年度標準項目 | 平成28年度標準項目 | 修正理由 |
|-----------------------------------|---------------------------------|---|
| 6-3 個別状況に応じた計画策定・記録 | | |
| 3 利用者に関する記録が行われ、管理体制を確立している | | |
| 利用者(※)一人ひとりに関する情報を過不足なく記載するしくみがある | 利用者(※)一人ひとりに関する必要な情報を記載するしくみがある | ○本項目は個別支援計画の作成にあたっての標準項目のため、「必要な」情報を記載するしくみがあるかを確認する項目としてわかりやすい表現に変更する。 |

※ 児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、障害児多機能型事業所、福祉型障害児入所施設、認可保育所、認証保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業【自立援助ホーム】においては、「利用者」→「子ども」となる。乳児院においては、「利用者」→「乳幼児」となる。

(2) 6-5-2-2の変更

| 平成27年度標準項目 | 平成28年度標準項目 | 修正理由 |
|--|---|--|
| 6-5 プライバシーの保護等個人の尊厳の尊重 | | |
| 2 サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している | | |
| <p>利用者(※)の気持ちを傷つけるような職員の言動、放任、虐待、無視等が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に予防・再発防止を徹底している</p> | <p>利用者(※)の気持ちを傷つけるような職員の言動、虐待が行われることのないよう、職員が相互に日常の言動を振り返り、組織的に防止対策を徹底している</p> | <p>○6-5-2-2 虐待に関する標準項目について、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」において、虐待は、身体的虐待・介護、世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待(高齢者・障害者のみ)と定義されており、現行標準項目の記載と合っていないため、修正する。</p> <p>○「高齢者虐待防止法」及び「障害者虐待防止法」では、虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定されており、「防止」には「予防と再発防止」を含んでいることから、本項目では「防止対策を徹底している」という表現とする。</p> <p>【確認ポイント】 「利用者との日常的な関わりの中で、自覚の有無にかかわらず行われる不適切な対応及び虐待を、組織として防止対策(予防・再発防止)を検討し、対応しているかを確認する。」</p> |

※ 児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービス、障害児多機能型事業所、福祉型障害児入所施設、認可保育所、認証保育所、児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業【自立援助ホーム】においては、「利用者」→「子ども」となる。乳児院においては、「利用者」→「乳幼児」となる。

(3) 利用者の権利擁護関係 項目解説書への記載の充実化

ア 主な変更点

(ア) 事業プロフィール I

対象：高齢及び障害

(旧)何らかの拘束を行っている人

(新)「利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」として、何らかの拘束を行う場合の体制を記載してください。
また、最近それらを行った場合は、その時の状況も記載して下さい。

(イ) 介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】のみ

a 6-4-8-5「終末期の対応をすでに行っているか、行うための準備が行われている」の[確認ポイントに追加](#)

⇒「本人や家族、後見人等に終末期のあり方について、意向確認が定期的にされているか」

b 6-4-2「食事の支援は、利用者の状態や意思を反映して行っている」[項目解説書の留意点](#)

⇒「利用者が食事を拒否した場合であっても、栄養確保のための工夫や、他の手段をチーム内で検討するなど、利用者の身体状況や病状に応じた適切な判断ができているかに着目します」

(ウ) 6-5-2「サービスの実施にあたり、利用者の権利を守り、個人の意思を尊重している」 [項目解説書の留意点の内容の更新及び充実化](#)

a 高齢サービス

◎ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
についての記載内容を充実化

- ・高齢者虐待の早期発見努力義務(第5条)
- ・通報義務(第21条)
- ・養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置
(第20条)

◎ 身体拘束についての記載の明確化

- ・緊急やむを得ない場合以外の禁止
- ・緊急やむを得ない場合とは、「切迫性・非代替性・一時性」の3要件を満たし、適正な手続きがされていることをいう
- ・適正手続を欠く拘束は、虐待にあたる

b 障害サービス

◎身体拘束についての記載の明確化(高齢サービスと同様)

- ・緊急やむを得ない場合以外の禁止
- ・緊急やむを得ない場合とは、「切迫性・非代替性・一時性」の3要件を満たし、適正な手続きがされていることをいう
- ・適正手続を欠く拘束は、虐待にあたる

c 児童養護施設等

◎「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」の内容追加

- ・すべての関係者が被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取り組みを総合的に推進することを明記

評価の前には、必ず各サービスの項目解説書に目を通してください。
必ず平成28年度の様式類を使用してください。

補 足

虐待発見者の通報義務について

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第21条第2項)。
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない(同第3項)。

東京都福祉保健局ホームページで区市町村窓口が公表されている

- 被措置児童虐待については、虐待を受けたと思われる被措置児童等を発見した人については、通告義務が課せられる(速やかに通告受理機関(東京都相談窓口4152番号、児童福祉審議会相談窓口 0120-481-479)へ通告)。
(東京都被措置児童等虐待対応ガイドライン)
 - * 通報や通告は、守秘義務違反や秘密漏示に当たらない。
 - * 通報や通告は、匿名で行うことができる。
 - * 虐待のおそれがあると思った段階(虐待であるという証拠は必要なし)で通報等できる。

評価現場で気になる支援等が見られた時は、プライバシーの保護、人材育成の体制、リスクマネジメントの体制、取り組み等の周辺状況も、ヒアリング等を通じてよく確認することも重要です。

5 利用者調査共通評価項目の一部変更等

- 利用者調査共通評価項目について、文章の主語があいまいなものが見受けられた。そのため、利用者が主体の文章へ変更するか、主語を明記することで、文章の主語がわかるように整理を行った。

| サービス種別 | | 番号 | 共通評価項目（現行） | 共通評価項目（修正） |
|--------|----------|----|---|---|
| 高齢 | 居宅介護支援 | 3 | サービス内容には、 <u>利用者の要望を反映しているか</u> | サービス内容は、 <u>利用者の要望が反映されているか</u> |
| | 短期入所生活介護 | 6 | 個人の身体状況や <u>要望を把握しているか</u> | 個人の身体状況や <u>要望は把握されているか</u> |
| 障害 | 施設入所支援 | 17 | 【施設入所支援】 家族に連絡をする場合、 <u>方法や内容等についてあらかじめ利用者の希望をきいているか</u> | 【施設入所支援】 <u>職員が利用者の家族等に連絡をする場合、方法や内容等についてあらかじめ利用者の希望が聞かれているか</u> |
| 児童 | 認可保育所 | 7 | 保護者の考えを聞く姿勢があるか | <u>職員は</u> 保護者の考えを聞く姿勢があるか |
| | 認証保育所 | 7 | 保護者の考えを聞く姿勢があるか | <u>職員は</u> 保護者の考えを聞く姿勢があるか |

6 場面観察方式の事例紹介

(1) 場面観察方式の調査結果として公表するもの

①調査時に観察したさまざまな場面の中で、**調査の視点**に基づいて評価機関が選定した場面

②選定した場面から評価機関が読み取った利用者の気持ちの変化

③「評価機関としての調査結果」に対する事業者のコメント

評価機関が記載

事業者が
記載

(2) 調査の視点とは

「日常生活の場面で利用者が発するサイン(呼びかけ、声なき呼びかけ、まなざし等)とそれに対する職員のかかわり」及び「そのかかわりによる利用者の気持ちの変化」

利用者が欲求をあらわす行為、伝える行為等、現状からの変化を望むアクション

「**利用者が発するサイン**」が調査の起点となるため、「**利用者が発するサイン**」が見つからない場面は調査対象とならない。

(3) 場面観察方式の調査結果を見てみよう

①調査時に観察したさまざまな場面の中で、調査の視点に基づいて評価機関が選定した場面

- ★ 利用者の発するサインはありますか？
 - ★ サインに対する職員のかかわりがありますか？
 - ★ 職員のかかわりの結果、利用者の気持ちの変化がうかがえる利用者の反応はありますか？
- ◎できるだけ客観的な事実を表した記述となっていますか？

②選定した場面から評価機関が読み取った利用者の気持ちの変化

- ★ ①で選定した場面において、利用者のサインに対する職員のかかわりが利用者の意向にどのように影響し、利用者の気持ちがどのように変化したのかについて、評価機関が推察した結果として記録できていますか？

③「評価機関としての調査結果」に対する事業者のコメント

- ★ ①②の評価機関としての調査結果に対するコメントや、利用者本人の意向の把握とその意向を踏まえた対応についての事業者の考え方や取り組みについての記載になっていますか？

(4) 場面観察方式の調査実施時の留意事項

◎利用者調査は、事業評価ではないため、職員の支援についての評価はしない

- ・職員の支援内容の良し悪しについて着目しない。
- ・利用者の気持ちを主体に見ていく。

◎合議が重要

- ・評価者によって視点や感じ方が異なることもあるので、合議を行い、共有化してから、評価機関としての調査結果をまとめていく。

※ 調査結果報告書を作成する際は、いくつか観察した場面の中から、利用者一人、一場面に着目すると、まとめやすくなります

7 チェック式自己評価シートの使用

～初めて評価に取り組む事業者の自己評価の負担軽減のために～

経営層合議用の自己評価シート作成時に、項目の主旨や書き込むべき内容がわからない

訪問調査時には、より詳細なインタビューが必要になるため、事業者から情報を引き出すための高いスキルが求められます。

- 経営層合議用の自己評価で使用するシートを記述中心のものからチェックを中心としたシートへ変更したものを使用
- 本来は事業者自らが記述する事業者の実践例や記録等については、評価機関が評価結果報告書と同時に「評価結果根拠シート」を作成し、事業者にフィードバック

事業者の自己評価実施上の負担軽減を目的に行うものであり、評価機関による標準項目の確認方法や評点基準などは、基本的な評価手法と変わりません。

ガイドブック2016
77～79ページ

※ 高齢分野及び障害分野の居宅系サービスのシートを用意し、評価機関用CD-Rに格納します。

【高齢分野】

| 分野 | No. | サービス名称 |
|----|-----|-------------------------------------|
| 高齢 | 1 | 訪問介護 |
| | 2 | 訪問入浴介護 |
| | 3 | 訪問看護 |
| | 4 | 福祉用具貸与 |
| | 5 | 居宅介護支援 |
| | 6 | 通所介護【デイサービス】 |
| | 7 | 地域密着型通所介護 |
| | 8 | 短期入所生活介護【ショートステイ】 |
| | 9 | 小規模多機能型居宅介護（介護予防含む） |
| | 10 | 認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】（介護予防含む） |
| | 11 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| | 12 | 看護小規模多機能型居宅介護 |

※ 高齢分野及び障害分野の居宅系サービスのシートを用意し、評価機関用CD-Rに格納します。

【障害分野】

| 分野 | No. | サービス名称 |
|----|-----|--|
| 障害 | 1 | 居宅介護 |
| | 2 | 短期入所 |
| | 3 | 共同生活援助【グループホーム】 |
| | 4 | 児童発達支援センター |
| | 5 | 児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児） |
| | 6 | 医療型児童発達支援センター（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児） |
| | 7 | 児童発達支援事業 |
| | 8 | 児童発達支援事業（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児） |
| | 9 | 放課後等デイサービス |
| | 10 | 放課後等デイサービス（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児） |
| | 11 | 障害児多機能型事業所 |
| | 12 | 障害児多機能型事業所（主たる利用者が重症心身障害児または肢体不自由児） |

場面観察方式の調査結果

調査の視点：「日常生活の場面で利用者が発するサイン（呼びかけ、声なき呼びかけ、まなざし等）とそれに対する職員のかかわり」及び「そのかかわりによる利用者の気持ちの変化」

評価機関としての調査結果

調査時に観察したさまざまな場面の中で、調査の視点に基づいて評価機関が選定した場面

10 時のお茶にコーヒーと紅茶のポットを用意して、利用者が好きなほうを選んで自分のカップに注げるようにしている。職員は、どちらがいいですかとテーブルごとに声をかけながらお茶をすすめている。自分のカップにコーヒーを注いでお茶を飲もうとしていた利用者が、ボランティアの来所に気づいて、そわそわと立ち上がった。その様子を見た職員が来客用のカップを用意すると、利用者は2つのカップにコーヒーを注ぎ、お盆を手にして、来所したボランティアに座るように声をかけ、お茶をどうぞとすすめていた。

選定した場面から評価機関が読み取った利用者の気持ちの変化

朝のお茶は、利用者一人ひとりがどちらにしようかと迷いながら、自分が飲みたいお茶を選択して、自分の手で注いで飲めるように支援されている。ボランティアに気がついた利用者が、自分のお茶より、来客のおもてなしをしなければと落ち着かない様子を見せると、職員はすぐに利用者の気持ちを汲み取って、利用者がボランティアにお茶をすすめることができるように、来客用のカップを用意し、お盆を横から支えて支援していた。利用者はボランティアが座ってコーヒーを飲む様子を見て、自分の役目を果たせた満足感で、安心した様子で自分の席に戻り、コーヒーを楽しんでいた。職員は常に利用者の様子を細かく観察しながら、利用者の気持ちを汲み取って支援しているように感じられた。

「評価機関としての調査結果」に対する事業者のコメント

職員が全てを決めてしまったりはせずコーヒーや紅茶、お茶など、大方の方は何を飲まれる（何が好み）かというのを理解しておりますがその日の気分に合わせてお好みで入居者様にお声かけし選択して頂いております。職員には顔の面識があるためさほど気を使う事なく御自身のペースで過ごされていましたが丁度いらした来客（ボランティア）に自分だけ飲んでるのは申し訳がないという気持ちになられたのかと思います。御入居者さまが行おうとされる気持ちと行為を大切にし、陰ながらこぼさないようさりげなくお盆に手を添えて対応させて頂いていたかと思っております。御自身が出来る事と支えがあれば出来る事、少し難しい事など常に学ぶことが多くあります。はなから出来ない決めつける事はいけないと思っておりますので何があれば出来るのかという姿勢は職員皆大切にしていきたいと思っております。

・利用者の発するサイン: _____

・サインに対する職員のかかわり: _____

・利用者の気持ちがどのように変化したのかについて評価者として感じたこと: 網掛け

場面観察方式の調査結果

調査の視点:「日常生活の場面で利用者が発するサイン(呼びかけ、声なき呼びかけ、まなざし等)とそれに対する職員のかかわり」及び「そのかかわりによる利用者の気持ちの変化」

評価機関としての調査結果

調査時に観察したさまざまな場面の中で、調査の視点に基づいて評価機関が選定した場面

生活棟のデイルームで、誰もいないわずかな時間に男の利用者が一人やってきて、いきなり椅子を蹴り倒す。同じ椅子を2度3度蹴る。たまたまやってきた男の子は何も言わずにさっと引き返していく。衣類を抱えた職員がやってきて、椅子を蹴ろうとしている利用者の前、目線の先にふっと立ち止まる。椅子を蹴るのを思いとどまる利用者。職員はその様子を見て無言で立ち去る。少しの間、立ったままの利用者。職員が戻ってきて近くの椅子に腰かける。その内、利用者は倒した椅子をもとに戻して自室の方に立ち去る。職員はこの間も無言で見守る。

選定した場面から評価機関が読み取った利用者の気持ちの変化

椅子を蹴ることでやり場のない怒りをぶつけているような高校生の利用者。その様子を見て引き返す小学生の利用者。通りかかった職員が目の前に立ち止まるのに気づいて利用者は蹴ることを止めるが、気持ちは鎮まらない様子で、職員が立ち去った後も何か必死に我慢しているように見えた。職員が戻ってきて近くの椅子に腰掛ける。相変わらず無言であるが、利用者の気持ちを静かに受け止めている感じであった。その落ち着いた態度に利用者も次第に高ぶっていた感情を抑えることができるようになったように思われる。僅かな時間だが、緊張感漂う時間であった。

「評価機関としての調査結果」に対する事業者のコメント

この場面は、重度知的障害に自閉症を伴う児童の行動の一場面です。トイレの扉を破壊してしまうといった行為もされる方ですが、全ての行為には理由があり、原因がある。表出された行為に引きずられず、所謂「冰山モデル」を意識し、行動の裏に潜む思いを考えるよう努めています。また、言葉の理解が困難な方に対しては不用意な言葉かけは避け、簡素な言葉や言葉に頼らない支援を心がけています。この場面では、周囲に危険がないことから直接的に制止せず、「あなたのことは見ているよ。何か嫌なことがあったんだね」という思いを行動で伝えたのだと思います。「緊張感漂う時間であった」と記載がありますが、職員もそれなりに緊張はあったかもしれません。それでも平静な態度、表情を崩すことなく対応したことが落ち着かせたのだと思います。もし、おどおどした態度や表情であったとしたら、敏感に感じ取りますので余計、ご本人に嫌な思いをさせることになっていたと考えます。その意味では、ご本人の障害特性や性格などをきちんと把握した適切な支援がされている場面を観察していただけただけなのではないかと思えます。

- ・利用者の発するサイン: _____
- ・サインに対する職員のかかわり: _____
- ・利用者の気持ちがどのように変化したのかについて評価者として感じたこと: 網掛け

IV 共通評価項目の策定について(認定こども園)

評価者フォローアップ研修(共通コース)

平成28年4月・5月開催

東京都福祉サービス評価推進機構

概要

1 認定こども園について

- (1)認定こども園制度
- (2)認定こども園の類型
- (3)利用者の「認定区分」

2 認定こども園の評価について

- (1)教育・保育の評価
- (2)利用者調査

3 認定こども園の共通評価項目について

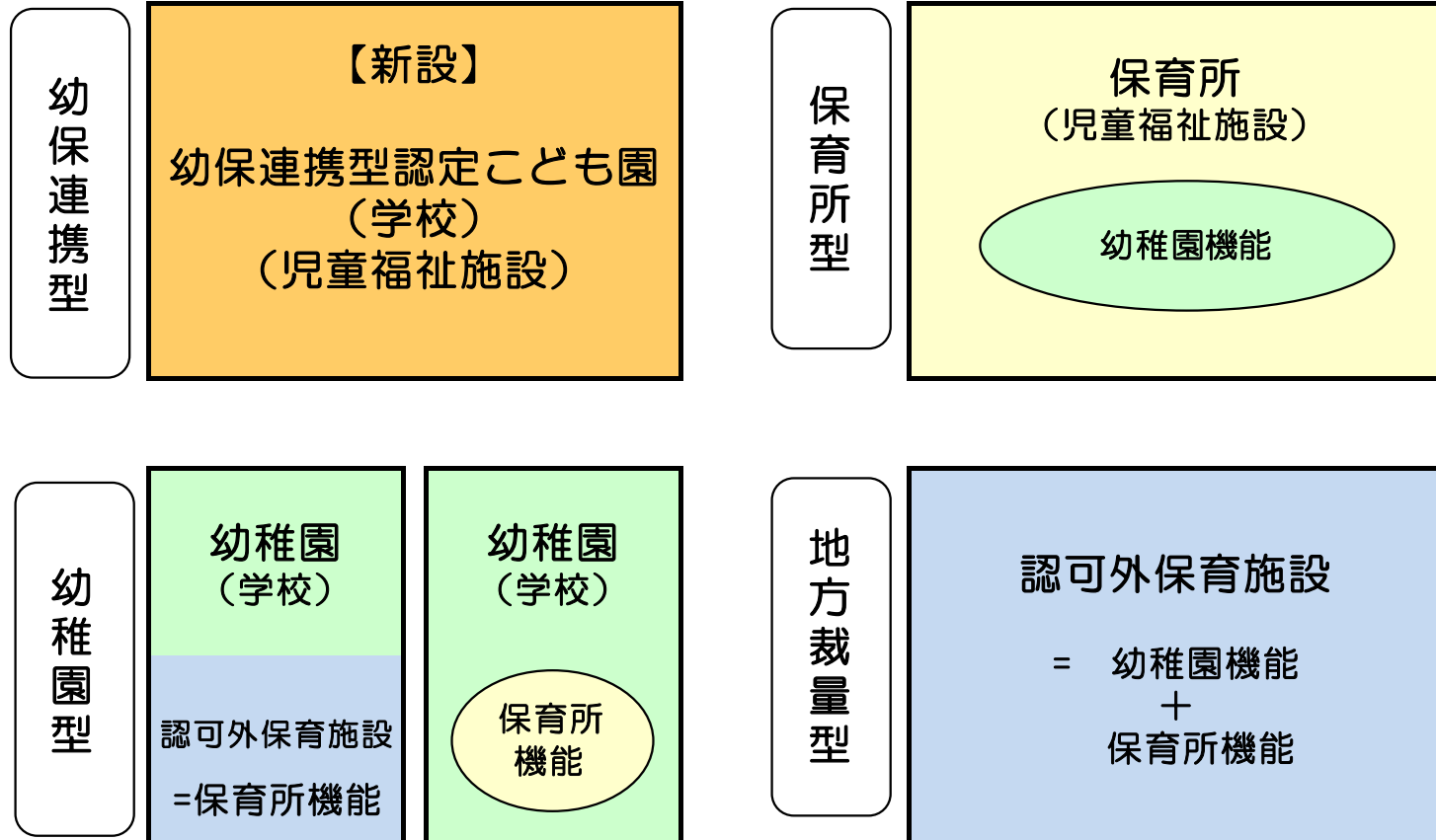
- (1)サービス提供のプロセス項目
- (2)サービスの実施項目
- (3)利用者調査項目

1 認定こども園について

(1) 認定こども園制度

認定こども園制度とは、①就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能と、②地域における子育て支援を行う機能をもつ施設を都道府県知事が認定又は認可する制度

(2) 認定こども園の類型



★全類型が評価の対象となる。

ア 幼保連携型

幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学校及び児童福祉施設の位置づけをもつ単一の認可施設となった。

[設置主体] 国、自治体、学校法人、社会福祉法人

イ 幼稚園型

認可幼稚園が、保育を必要とする子どもの保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型※更に「単独型」「年齢区分型」「並列型」の3タイプに分かれる。

[設置主体] 国、自治体、学校法人等

ウ 保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型。

[設置主体] 制限なし

エ 地方裁量型

認可幼稚園・認可保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす類型。

[設置主体] 制限なし

(3)利用者の「認定区分」

「子ども・子育て支援新制度」において、認定こども園等の「特定教育・保育施設」に入園する子どもは、以下の3つのうち、いずれかの認定を受ける。

| | |
|---------------------|---|
| 教育標準時間 (1号)認定子ども | 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの |
| 保育(2号)認定子ども | 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの |
| 保育(3号)認定子ども | 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの |

2 認定こども園の評価について

(1) 教育・保育の評価

- 認定こども園は、保育だけでなく学校教育を行う施設
- 東京都福祉サービス第三者評価においては、教育・保育を総合的に提供するという点に着目し、施設全体を評価する
- 教育も含めた利用者に提供する役務全般を評価の対象として捉え、評価項目を策定

★評価実施上の留意事項

- 認定こども園には多様な理念・方針があることが想定される
- 第三者評価の基本理念は「理念・方針と事業活動の整合性」を見ること
- 園が実現しようとしている価値、利用者・地域・組織運営の状況を踏まえ、最善の意思決定と行動を行っているかどうかを明らかにすることが重要

(2)利用者調査

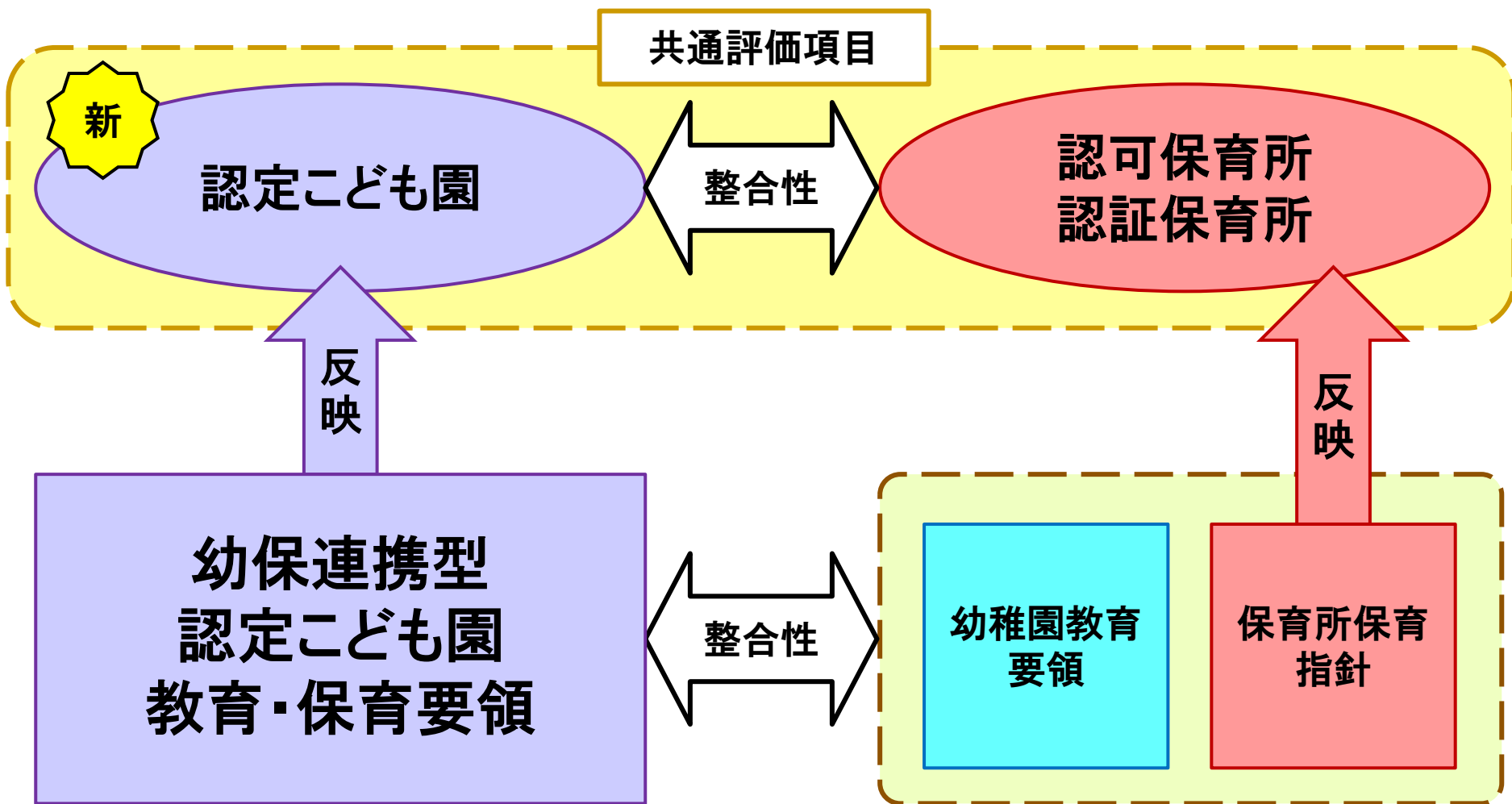
- 調査対象は「保護者等」
- 「1号認定子ども」の保護者等に対しても、利用者調査は必ず行う
- 認定こども園には「保育を必要とする子ども」と「保育を必要とする子ども以外の子ども」が在籍
- 子どもの園の利用状況や、保護者が園に求めるものが異なると、利用者調査の回答結果に違いが出てくることが考えられる
- 利用者調査結果の解釈に当たっては、それを十分踏まえた上で、適切に解釈する必要がある

(3)本園・分園の評価

- 認可保育所・認証保育所と同様、本園と分園がある場合は一体的に評価**
- 本園のみ、分園のみで行った評価は、「福ナビ」に公表することができない**

★評価契約の前には、分園の有無について事業者を確認を！

3 認定こども園の共通評価項目 について



★ 共通評価項目中で使用している「サービス」について

- 評価項目及び標準項目で使用している「サービス」とは、認定こども園法第2条第8項に定義する「教育」(教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう)、同法同条第9項に定義する「保育」、同法同条第12項に定義する「子育て支援事業」といった、認定こども園が子どもと保護者に対して提供するすべての役務(活動)を指す。
- 評価を円滑かつ効果的に実施するためには、評価機関として、共通評価項目の「サービス」という文言がどのような意味で使われているのかを、評価に入る際に丁寧に説明することが重要。

(1) サービス提供のプロセス項目

| | |
|-------|--|
| 6-1-1 | 利用希望者等に対してサービスの情報を提供している |
| 6-2-1 | サービスの開始にあたり保護者に説明し、同意を得ている |
| 6-2-2 | サービスの開始及び終了の際に、環境変化に対応できるよう支援を行っている |
| 6-3-1 | 定められた手順に従ってアセスメント(情報収集、分析および課題設定)を行い、子どもの課題を個別のサービス場面ごとに明示している |
| 6-3-2 | 教育・保育課程や子どもの様子を踏まえた指導計画を作成している |
| 6-3-3 | 子どもに関する記録が行われ、管理体制を確立している |
| 6-3-4 | 子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している |
| 6-5-1 | 子どものプライバシー保護を徹底している |
| 6-5-2 | サービスの実施にあたり、子どもの権利を守り、子どもの意思を尊重している |
| 6-6-1 | 手引書等を整備し、事業所業務の標準化を図るための取り組みをしている |
| 6-6-2 | サービスの向上をめざして、事業所の標準的な業務水準を見直す取り組みをしている |
| 6-6-3 | さまざまな取り組みにより、業務の一定水準を確保している |

6-3-2 教育・保育課程や子どもの様子を踏まえた指導計画を作成している

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもに対する指導計画の作成・見直し状況について評価します。子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するためには、子どもの個々の記録等を基に、園ごとの教育・保育課程や子どもの様子、子どもを取り巻く状況（保護者の状況など）を踏まえて、全体的な指導計画を作成することが求められます。子どもの年齢や発達の状況などに応じて、個別の計画を作成しているケースもあります。

| | |
|---|--|
| 1 | 計画は、教育・保育課程を踏まえて、養護（生命の保持・情緒の安定）と教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現）の各領域を考慮して作成している |
| 2 | 計画は、子どもの様子や子どもを取り巻く状況に即して、指導の過程についての反省や評価を行い、作成、見直しをしている |
| 3 | 個別計画が必要な子どもに対し、子どもの状況（年齢・発達の状況など）に応じて、計画の作成、見直しをしている |
| 4 | 計画を保護者にわかりやすく説明している |
| 5 | 計画は、見直しの時期・手順等の基準を定め、たうえで、必要に応じて見直しをしている |

評価のポイント

【標準項目1・2】

全体的な指導計画の作成・見直しをどのように行っているかについて確認します。

【標準項目3】

0、1、2歳児及び障害のある子どもには個別計画の作成が義務付けられているため、子ども一人ひとりの状況に応じた個別計画をどのように作成しているかについて確認します。

【標準項目4・5】

全体・個別に関わらず、作成した計画を保護者にわかりやすく説明しているか、また、見直しの時期と手順を定め、それに従った見直しを必要に応じて行っているかについても確認します。

6-3-4 子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している

【評価項目のねらい】

この項目では、子ども一人ひとりに合ったサービスを提供するうえで必要な子どもや保護者に関する情報が、指導・援助を担当する職員間(必要な場合は関係機関の職員も含む)でどのように共有化が行われ、活用されているかを評価します。

| | |
|---|--|
| 1 | 計画の内容や個人の記録を、指導・援助を担当する職員すべてが共有し、活用している |
| 2 | 申し送り・引継ぎ等により、子どもや保護者の状況に変化があった場合の情報を職員間で共有化している |
| 3 | 職員一人ひとりが指導事例を持ち寄り、話し合う場を設けることで職員の専門性を深め、一人ひとりの幼児理解を共有化している |

評価のポイント

【標準項目3】

- ・職員一人ひとりが日々の指導・援助において集めた事例について、職員全員で話し合うことで、職員の専門性を深め、職員一人ひとりの幼児理解を共有化するしくみを組織として定め、実施しているかを確認します。
- ・園内研修や事例研究など、幼児理解を深め、共有化する取り組みについて確認します。

(参考:園内研修について)

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説第3章第2節1「指導計画の作成」

保育教諭等は園児一人一人に対する理解や指導についての考え方を深めることが大切であり、そのためには、互いの指導事例を持ち寄り、話し合うなどの園内研修の充実を図ることが必要である。

(2)サービスの実施項目

| | |
|-------|--|
| 6-4-1 | 子ども一人ひとりの発達の状態に応じた指導・援助を行っている |
| 6-4-2 | 園での生活が安定するよう、子ども一人ひとりの生活のリズムに配慮した教育・保育を行っている |
| 6-4-3 | 日常の教育・保育を通して、子どもの生活や遊びが豊かに展開されるよう工夫している |
| 6-4-4 | 日常の教育・保育に変化と潤いを持たせるよう、行事等を実施している |
| 6-4-5 | 在園時間の異なる子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている |
| 6-4-6 | 子どもが食事を楽しめるよう指導・援助している |
| 6-4-7 | 子どもが心身の健康を維持できるよう指導・援助している |
| 6-4-8 | 保護者が安心して子育てをすることができるよう支援を行っている |
| 6-4-9 | 地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている |

6-4-1 子ども一人ひとりの発達の状態に応じた指導・援助を行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、日常の教育・保育活動の中で、子どもの発達を指導・援助する観点から職員が特に配慮すべき事項に関する園の取り組みについて評価します。

| | |
|---|---|
| 1 | 発達の過程や生活環境などにより、子ども一人ひとりの全体的な姿を把握したうえで指導・援助している |
| 2 | 子どもが主体的に周囲の人・もの・ことに興味を持ち、働きかけることができるよう、環境を工夫している |
| 3 | 子ども同士が年齢や文化・習慣の違いなどを認め合い、互いを尊重する心が育つよう指導・援助している |
| 4 | 特別な配慮が必要な子ども(障害のある子どもを含む)の教育・保育にあたっては、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導・援助している |
| 5 | 発達の過程で生じる子ども同士のトラブル(けんか・かみつき等)に対し、子どもの気持ちを尊重した対応をしている |
| 6 | 小学校教育への円滑な接続に向け、小学校と連携をとって、指導・援助している |

評価のポイント

【標準項目1】

子ども一人ひとりの現状(発達過程や生活環境等)をどのような方法で把握し、それに配慮した教育・保育を実施しているかを確認します。

【標準項目2】

子どもが興味を持てるような環境の工夫について確認します。

【標準項目6】

小学校教育への円滑な接続に向けては、日々の教育・保育の内容を工夫することも重要です。子どもの年齢や発達の状況に応じてどのような取り組みを行っているかにも着目します。

6-4-2 園での生活が安定するよう、子ども一人ひとりの生活のリズムに配慮した教育・保育を行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもの生活が安定したものとなるよう、家庭での生活の姿の把握や、子ども自身の生活のリズムを整えるために行われている取り組みについて評価します。

| | |
|---|---|
| 1 | 登園時に、家庭での子どもの様子を保護者に確認している |
| 2 | 発達の状態に応じ、食事・排せつなどの基本的な生活習慣の大切さを伝え、身につくよう指導・援助している |
| 3 | 休息(昼寝を含む)の長さや時間帯は子どもの状況に配慮している |
| 4 | 降園時に、その日の子どもの状況を保護者一人ひとりに直接伝えている |

評価のポイント

【標準項目3】

午睡は生活のリズムを構成する重要な要素です。在園時間が異なることや、年齢や発達の違いなど、一人ひとりの状況に応じた睡眠時間の調節などの工夫に着目します。

【標準項目4】

園によっては送迎バスを出している園もありますが、バス利用の子ども保護者に対しても、子どもの登園前の様子を確認することや、その日の様子を伝えることは重要であるため、保護者と情報をやり取りするしくみを、園としてどのように構築しているのかに着目します。

6-4-3 日常の教育・保育を通して、子どもの生活や遊びが豊かに展開されるよう工夫している

【評価項目のねらい】

この項目では、主に「教育課程に係る教育時間」に行われる、子どもの生活が豊かに展開されることを目的とした取り組みについて評価します。

| | |
|---|---|
| 1 | 子どもの自主性、自発性を尊重し、遊びこめる時間と空間の配慮をしている |
| 2 | 子どもが、集団活動に主体的に関われるよう指導・援助している |
| 3 | 子ども一人ひとりの状況に応じて、子どもが言葉による伝え合いを楽しみ、言葉に対する感覚を養えるよう指導・援助している |
| 4 | 子どもが様々な表現を楽しめるようにしている |
| 5 | 戸外・園外活動には、季節の移り変わりなどを感じとることができるような視点を取り入れている |
| 6 | 生活や遊びを通して、子どもがきまりの大切さに気付き、自分の気持ちを調整する力を育てられるよう、指導・援助している |

評価のポイント

【全体】

主に幼保連携型認定こども園教育・保育要領上の「教育の5領域」に関する項目を設定しています。

【標準項目3】

言葉の習得や使用には年齢や発達による個人差があることにも留意し、子ども一人ひとりの状況に合わせた指導・援助を行っているかに着目します。

【標準項目6】

「きまり」については、園での生活ルールや、交通ルールなどの社会的なものや、遊びを行う上でのルールなどが挙げられますが、園として子どもが意識すべき「きまり」にどのようなものがあると考えているのかについても着目します。

6-4-4 日常の教育・保育に変化と潤いを持たせるよう、行事等を実施している

【評価項目のねらい】

この項目は、前の評価項目で評価する「日常の教育・保育」と対比・関連させて、「日常の教育・保育」に変化と潤いを与えるために行われる、行事等の取り組みについて、園としてどのような考え方に基づき実施しているかを評価します。

| | |
|---|---|
| 1 | 行事等の実施にあたり、子どもが興味を持ち、自ら進んで取り組めるよう工夫している |
| 2 | みんなで協力し、やり遂げることの喜びを味わえるような行事等を実施している |

評価のポイント

【全体】

乳児や低年齢児は、集団的行事に主体的に関わることは難しいと考えられますが、年齢に応じ、行事などの持つ意味を伝え、家庭では経験できない活動をすることは、興味や関心を引き出す良い機会になります。

【標準項目1】

年齢に応じ、行事等の持つ意味を理解できるよう工夫しているかにも着目したい。

【標準項目2】

ひとつのことを協力し合い、やり遂げることの喜びや楽しさを味わえるような行事等をどのように考え、実施しているかを確認します。

6-4-5 在園時間の異なる子どもが落ち着いて過ごせるような配慮をしている

【評価項目のねらい】

この項目では、在園時間が異なる子どもたちがいる認定こども園において、それぞれの子どもが在園時間の長短により不安や不満を感じることなく、落ち着いて過ごせるように行っている取り組みについて評価します。

| | |
|---|--|
| 1 | 在園時間の異なる子ども同士が楽しく遊べるよう配慮をしている |
| 2 | 在園時間の長い子どもが安心し、くつろげる環境になるよう配慮をしている |
| 3 | 在園時間が長くなる中で、保育形態の変化がある場合でも、子どもが楽しく遊べるよう配慮をしている |

評価のポイント

【標準項目1・2】

子どもを迎えに来た保護者の姿を見て、園に残る子どもが不安になったり、寂しさを感じたりすることも起こりやすくなります。そういった子どもたちが残りの時間も安心して園ですごせるよう、園としてどのような取り組みを行っているかに着目します。

【標準項目3】

在園時間が長くなることにより、子どもの数が少なくなり、保育形態が変化することが想定されます。その中でも、子どもが安心して楽しく遊べるよう、どのような配慮をしているかに着目します。

6-4-6 子どもが食事を楽しめるよう指導・援助している

【評価項目のねらい】

この項目では、園での食事（おやつ等を含む）に関する取り組み内容を評価します。食事は、子どもの身体的成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や食習慣に応じて、一人ひとりに配慮することが大切です。

| | |
|---|--|
| 1 | 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれるような雰囲気作りに配慮している |
| 2 | 園で提供する食事は、メニューや味付けなどに工夫を凝らしている |
| 3 | 子どもの体調（食物アレルギーを含む）や文化の違いに応じた食事を提供している |
| 4 | 食についての関心を深めるための取り組み（食材の栽培や子どもの調理活動等）を行っている |

評価のポイント

【標準項目4】

園として子どもに対し食に関する興味を持たせるために行う取り組みについて、幅広く確認します。ただし、食育については園のみで行われるものではなく、家庭と連携して行われることが大切になってきます。家庭との連携や、家庭への働きかけについては、評価項目8で評価します。

6-4-7 子どもが心身の健康を維持できるよう指導・援助している

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもの個別状況に応じて心身の健康を維持する指導・援助を実施しているかどうかを評価します。子どもへの直接的な働きかけはもちろん、医療機関等の専門機関や、保護者との連携も大切です。

| | |
|---|---|
| 1 | 子どもが自分の健康や安全に関心を持ち、病気やけがを予防・防止できるように指導・援助している |
| 2 | 医療的なケアが必要な子どもに、専門機関等との連携に基づく対応をしている |
| 3 | 保護者と連携をとって、子ども一人ひとりの健康維持に向けた取り組みを行っている |

評価のポイント

【標準項目1】

子どもの健康を維持するためには、子どもが自らの健康や安全に関心を持ち、病気やけがの予防・防止に繋げていけるよう、園として働きかけていくことが大切です。

【標準項目3】

保護者に対する情報提供や、保護者からの情報収集のみに留まらず、密に連携をとって子どもの健康維持に向けた取り組みをしているかに着目します。

6-4-8 保護者が安心して子育てをすることができるよう支援を行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、保護者が安心して子育てをすることができるようにするための園の保護者支援について評価します。

| | |
|---|--|
| 1 | 保護者には、生活形態や子育ての考え方の違いなど、個々の事情に配慮して支援を行っている |
| 2 | 保護者同士が交流できる機会を設けている |
| 3 | 保護者と職員の信頼関係が深まるような取り組みをしている |
| 4 | 子どもの発達や育児などについて、保護者との共通認識を得る取り組みを行っている |
| 5 | 保護者の養育力向上のため、園の教育・保育の活動への参加を促している |

評価のポイント

【標準項目1】

認定こども園においては、就労の有無など、生活形態が大きく異なる保護者が利用していることが想定されます。そのため、保護者一人ひとりの事情を把握した上で、子育て支援を行うことは重要です。

【標準項目5】

保護者の養育力向上のため、園の教育・保育活動への参加を促すにあたっては、保護者一人ひとりの生活形態等に留意し、対応することが重要です。子どもと保護者双方の負担についても勘案し、取り組みを実施しているかに着目します。

6-4-9 地域との連携のもとに子どもの生活の幅を広げるための取り組みを行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、子どもが地域の一員として生活する機会を園がどのように作り出し、指導・援助しているのかを評価します。

| | |
|---|--|
| 1 | 子どもが地域の資源を利用し、多様な体験や交流ができるような機会を確保している |
| 2 | 園の行事に地域の人々の参加を呼び掛けたり、地域の行事に参加する等、子どもが職員以外の人と交流できる機会を確保している |

評価のポイント

【全体】

ここでいう「地域」は、物理的な範囲や対象を限定するものではありません。子どもが生活するうえで必要な地域の範囲を、組織としてどのように把握し、必要に応じて情報収集や資源の活用をしているかに着目します。

【標準項目1・2】

子どもの生活の幅を広げるという視点から、どのような情報を子どもや保護者が望んでいるかを園がどのように工夫をし、把握をしているかなどの取り組みに着目します。

(3)利用者調査項目

| 共通フレーム | 共通評価項目 | 標準調査票 質問文 | 項目のねらい | 関連する項目 | |
|---------|--------|--|--|--|----------------|
| サービスの提供 | 1 | 運動や休息の配分は、子どもの発達の状態や在園時間に 応じて工夫されているか | お子さんが遊び足りなかったり、 疲れすぎたりすることなく、園 で過ごせていると思いますか | ・子ども一人ひとりの発達の状態や 在園時間など個別の状況にあわせ た教育・保育が行われているかを確 認します。 | 6-4-2 |
| | 2 | 園での活動は、子どもの教育 や心身の発達に役立っている か | 園での活動は、お子さんの教 育や心身の発達に役立ってい ると思いますか | ・園での活動が、子どもの心身の発 達に役立つものとなっていると思 うかを調査します。 ・園が独自に組み立てている教育プ ログラムについて、保護者がどう思 っているのかについて調査します。 | 6-4-3 |
| | 3 | 園での活動は、子どもが興味 や関心を持って行えるよう になっているか | 園での活動は、お子さんが興 味や関心を持って行えるもの になっていると思いますか | ・園での活動が、子ども自身が興味 や関心を持てるようなものになっ ているかどうかについて、保護者がど のように思っているかを調査します。 | 6-4-3 |
| | 4 | 提供される食事は、子どもの 状況に配慮されているか | 園で提供される食事・おやつ は、お子さんの状態に配慮し、 工夫されたものになっていると 思いますか | ・子どもにとって大切な食事(給食)、 おやつの提供が、子ども一人ひと りの状況(年齢、発達、発育、アレ ルギー、日々の体調等)に配慮され ていると思うかを調査します。 | 6-4-6 |
| | 5 | 園の生活の中で、身近な自然 や社会と十分関わっているか | 戸外遊びや行事などにより、 お子さんが自然や社会と関わ る機会は十分確保されている と思いますか | ・子どもの発達にとって大切な自然と のふれあいや、社会とのかかわりが 在園時間の中で十分に行われている と感じているかを調査します。 | 6-4-3 6-4-9 |

| 共通 フレーム | 共通評価項目 | 標準調査票 質問文 | 項目のねらい | 関連する 項目 |
|------------|---|---|---|------------|
| サービスの提供 | 6 保育時間の変更が急きよ必要になった場合、開園時間内において、園の可能な限り、柔軟に対応されていると思うか | 保育時間の変更が急きよ必要になった場合、開園時間内において、園の可能な限り、柔軟に対応されていると思いますか | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭の事情、急な残業、疾病などの様々な事情により、急きよ保育時間の変更が必要になった場合に、開園時間内において、園の可能な限り、柔軟に対応してもらえると思うかを調査します。 ・対応については、要望に応えられない場合にも、きちんと説明が行われているかに着目して調査します。 | 6-4-8 |
| | 7 安全対策が十分取られていると思うか | 園の安全対策が十分取られていると思いますか | <ul style="list-style-type: none"> ・在園中の安全対策(設備、緊急時対応含む)が十分にとられていると感じているかを調査します。 | 4-2-1 |
| | 8 園の活動に保護者が参加しやすいよう、工夫されているか | 行事や参観・保護者会などの園が実施する活動に、保護者が参加しやすい工夫(日程調整など)がされていると思いますか | <ul style="list-style-type: none"> ・園で実施する活動(行事や参観等)について、個々の家庭の事情や就労状況などに配慮して、参加しやすい工夫がされていると思うかを調査します。 | 6-4-8 |
| | 9 子どもの教育・保育について家庭と園に信頼関係があるか | 子どもの気持ちや様子・子育てなどについて職員と話したり相談することができるような信頼関係があると思いますか | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの教育・保育について、大切に考えていることを園と相互に伝え合ったり、園に子育ての悩みについて相談したりできているかどうかを確認し、信頼関係が築けていると感じているかを調査します。 | 6-4-8 |

V 共通評価項目の策定 について(宿泊型自立訓 練、共同生活援助)

評価者フォローアップ研修(共通コース)

平成28年4月・5月開催

東京都福祉サービス評価推進機構

概要

1 宿泊型自立訓練

- (1) 宿泊型自立訓練について
- (2) 宿泊型自立訓練の評価について
- (3) 宿泊型自立訓練の共通評価項目について

2 共同生活援助(グループホーム)

- (1) 共同生活援助(グループホーム)について
- (2) 共同生活援助(グループホーム)の評価について
- (3) 共同生活援助(グループホーム)の共通評価項目について

1 宿泊型自立訓練

(1) 宿泊型自立訓練について

ア 概要

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供し、帰宅後における家事等の日常生活能力を向上させるための支援や、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行うサービス。

イ 宿泊型自立訓練における支援

居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援。

ウ 宿泊型自立訓練の利用者像

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用し、地域移行に向けて一定期間、居住の場の提供を受けて帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練等の支援が必要な知的障害、精神障害の方。

★宿泊型自立訓練の評価における留意点

○宿泊型自立訓練の特徴に配慮する

- ・有期限である・・・利用期限 2年間(長期入院等の場合は3年間)
- ・利用者の特性に配慮する(知的障害、精神障害)

有期限のプログラムの中で、サービス終了後に地域で自立した日常生活を営むことを目標に、支援を行っている。

(2) 宿泊型自立訓練の評価について

ア 1件の評価について

○ 宿泊型自立訓練は、事業所指定単位ごとに運営しているが、同一指定番号で他の障害分野日中活動系サービス実施している場合は、「多機能型事業所」として評価を実施。

イ サービス種別について

| | (例1) | (例2) | (例3) |
|------------|---|--|--|
| | 単独サービスのみ実施している場合 | 複数サービスを実施している場合 | 複数サービスを実施している場合 |
| サービス種別 | 宿泊型自立訓練 | 多機能型事業所 | 多機能型事業所 |
| 実施しているサービス | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">宿泊型自立訓練</div> | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">宿泊型自立訓練</div> <div style="text-align: center; color: green; font-size: 2em; margin: 5px 0;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">自立訓練(生活訓練)</div> | <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">宿泊型自立訓練</div> <div style="text-align: center; color: green; font-size: 2em; margin: 5px 0;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">自立訓練(生活訓練)</div> <div style="text-align: center; color: green; font-size: 2em; margin: 5px 0;">+</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">就労移行支援</div> |

※宿泊型自立訓練は障害者支援施設には含まれない。

(3) 宿泊型自立訓練の共通評価項目について

ア 共通評価項目の適用について

➤ 宿泊型自立訓練のみ実施している事業所の場合

○組織マネジメント項目…全サービス共通

○サービス提供のプロセス項目…障害サービス共通

○サービスの実施項目…6-4-1~5と、

6-4-9【宿泊型自立訓練】

➤ 複数サービスを実施している場合

➤ ○組織マネジメント項目…全サービス共通

○サービス提供のプロセス項目…障害サービス共通

○サービスの実施項目…6-4-1~5と、

6-4-6~12のうち2以上

イ サービスの実施項目について

| 多機能型事業所 | |
|---------|--------------|
| 6-4-1 | 自立支援 |
| 6-4-2 | 主体性 |
| 6-4-3 | 健康 |
| 6-4-4 | 家族 |
| 6-4-5 | 地域 |
| 6-4-6 | 【生活介護】 |
| 6-4-7 | 【自立訓練(機能訓練)】 |
| 6-4-8 | 【自立訓練(生活訓練)】 |
| 6-4-9 | 【宿泊型自立訓練】 |
| 6-4-10 | 【就労移行支援】 |
| 6-4-11 | 【就労継続支援A型】 |
| 6-4-12 | 【就労継続支援B型】 |

障害日中活動系
サービス共通

○ 旧知的障害者通勤寮、旧精神障害者生活訓練施設の項目を参考に検討。

ウ サービスの実施項目6-4-9(独自部分)

6-4-9【宿泊型自立訓練】

利用者が自立した生活を地域で送ることができるよう、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活能力の向上に向けた支援を行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、有期限のサービスであることも考慮し、利用者の目標等を念頭に置きながらサービスが実施されているか、地域で自立した日常生活または社会生活を営めるよう、利用者の生活全般にわたる諸問題を解決するための支援等が、利用者一人ひとりに応じて行われているかを評価します。

| | |
|---|---|
| 1 | サービス期間内に、目標とする力を身につけるなど、サービス終了後の生活環境を想定した支援を行っている |
| 2 | 基本的な生活習慣及び生活知識・技術を身につけられるよう支援を行っている |
| 3 | 収入の範囲内で生活できる経済観念が身につくよう、日常生活を通じて、金銭の管理や使い方について、支援を行っている |
| 4 | 休日の過ごし方や余暇の楽しみ方については、利用者の意向を反映し、情報提供や必要な支援を行っている |
| 5 | 日中活動先(就労先、日中サービス提供事業者等)と連携し、利用者一人ひとりに応じた支援を行っている |
| 6 | 地域で安定して生活することができるよう、サービス終了後も相談等の支援や関係機関との調整を行っている |

評価のポイント

【共通】

宿泊型自立訓練の利用者は、障害の程度、状態含め、状況がさまざまです。利用者一人ひとりの状況に応じて支援が行われているかに着目します

【標準項目2】

「適切な睡眠」をとるためには、利用者によっては特別な配慮(頓服薬である睡眠剤の使用等)が必要な場合があるため、必要なケアを把握し、支援を提供しているかにも着目します。

【標準項目4】

休日の過ごし方や余暇の楽しみ方についての「情報提供や必要な支援」はさまざまであり、退所後に利用者が意向に沿った過ごし方ができるような個別の情報提供や、生活の幅を広げられるような体験の提供が想定されます。

エ 利用者調査項目について

| 共通フレーム | 共通評価項目 | 標準調査票 質問文 | 項目のねらい | 関連する項目 | |
|---------|--------|---------------------------------------|---|--|-------|
| サービスの提供 | 1 | 利用者は困ったときに支援を受けているか | あなたが困ったとき、職員は助けてくれていると思いますか | ・生活の中で利用者が困った際に、職員が助けてくれていると思うか（手伝ってくれたり、相談にのってくれたりするか）を調査します。 | 6-4 |
| | 2 | 事業所の設備は安心して使えるか | あなたの身の回りにある設備は安心して使えますか | ・事業所で使用する設備について、利用者が安心して使用できるかを調査します。 | 4-2-1 |
| | 3 | 利用者同士の交流など、仲間との関わりは楽しいか | あなたにとって、（事業所名）の他の利用者との交流など、仲間との関わりは楽しいですか | ・事業所での生活における他の利用者との交流を楽しんでいると思うかを調査します。 | 6-4 |
| | 4 | 【宿泊型自立訓練】事業所での活動が生活する力の向上に役立っているか | あなたにとって、（事業所名）で過ごすことは、生活する力をつけることに役に立っていると思いますか | ・事業所で過ごすことで、自立した生活を送る力が身についていると思うかを調査します。 | 6-4-9 |
| | 5 | 【宿泊型自立訓練】自立支援は利用者の個別の要望や状況に応じて行われているか | あなたに合った自立に向けた支援（家事、就労継続、金銭管理等）は行われていますか | ・利用者が自分の要望や状況に応じて支援が受けられていると思うかを調査します。 | 6-4 |

| 共通 フレーム | 共通評価項目 | 標準調査票 質問文 | 項目のねらい | 関連する 項目 |
|------------|--|--|---|------------|
| サービスの提供 | 6 【宿泊型自立訓練】 職員が利用者の家族等に連絡をする場合、方法や内容等についてあらかじめ利用者の希望が聞かれているか | 職員があなたの家族等に連絡する場合には、その前に連絡方法や内容等について、あなたの希望を聞いてくれますか | ・職員が利用者の家族等へ連絡をとる場合に、連絡方法や連絡内容について、事前に希望を聞いてくれるかを調査します。 | 6-4-4 |
| | 7 【宿泊型自立訓練】 休日など余暇の支援は、利用者の自立後の生活に役立つものになっているか | 休日など余暇の過ごし方は、あなたの退所後の生活に役立つ経験や体験になっていると思いますか | ・休日など余暇に、利用者が退所後の生活に役立つような経験や体験をすることができていると思うかを調査します。 | 6-4 |

2 共同生活援助(グループホーム)

(1) 共同生活援助(グループホーム)(以下「グループホーム」とする)について

ア 概要

障害のある方が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同生活を行う住まいの場

イ グループホームにおける支援

主として夜間において食事や掃除等の家事支援、その他の日常生活上の相談、援助を行う。また、必要な場合は、入浴、排泄等の介護支援も行う。(介護サービスの提供は、介護サービス包括型と外部サービス利用型がある)

ウ グループホームの利用者像

日中、一般就労または生活介護や就労継続支援等のサービスを利用している知的障害者、精神障害者、身体障害者等。

地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、あるいは相談等の日常生活上の援助が必要な方。

★グループホームの評価における留意点

○グループホームごとの特徴に配慮する

- ・ 主たる対象に配慮する(知的障害、精神障害)
- ・ 旧ケアホーム

平成26年度からグループホームとケアホーム(介護を必要とする方に食事や入浴、排泄等の介護を併せて提供)が一元化された。

- ・ 滞在型グループホーム
- ・ 通過型グループホーム

概ね3年間で地域での単身生活へ移行できるよう、必要な援助や取り組みを行う。

○地域における住まいの場である

- ・ 訓練の場ではなく、地域における住まいの場である
- ・ 質問文等においては「施設」ではないので注意すること。また、「職員」という言葉を用いると、普段の呼び方と合わない場合がある。

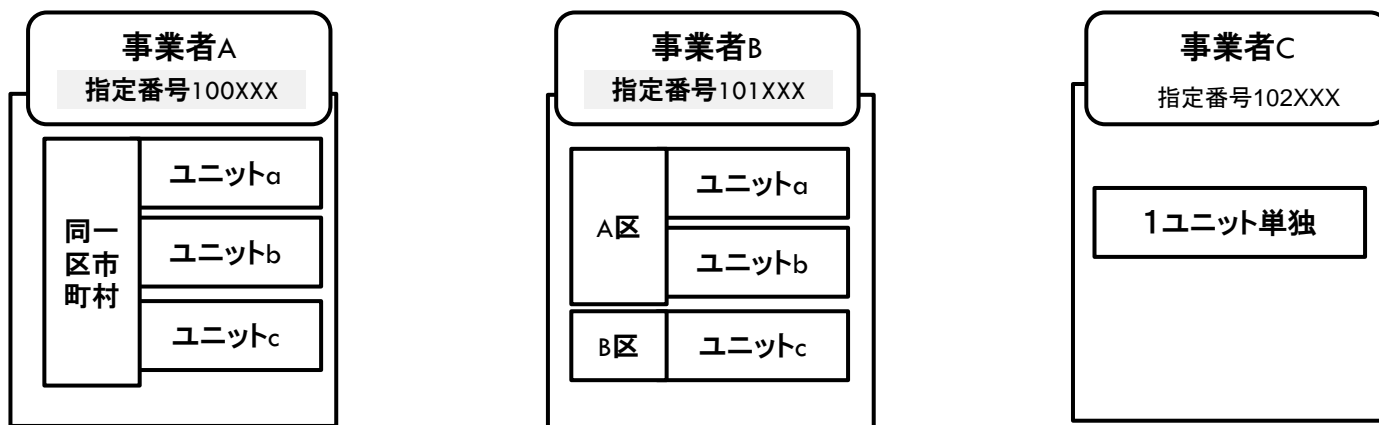
(2) 共同生活援助(グループホーム)の評価について

ア 評価手法について

(ア) 1件の評価について

評価の単位は、事業所(同一指定番号)ごとに全てのユニットを対象として行う。

都内には、1事業所1ユニット～1事業所62ユニットまでと様々な事業所の運営形態がある。



上記いずれの場合においても、事業所(同一指定番号)ごとに評価を実施する。

(イ) 利用者調査について

複数のユニットが離れて設置されている等、ユニットごとに違いがあることが想定されるため、利用者調査はユニットごとに集計する。アンケート形式で行う場合は、アンケート用紙にユニット名記載欄を設ける等、調査票等を工夫して実施する。

※利用者に対して個別のアンケート調査の情報は評価機関止まりであること、利用者の発言がそのまま事業者へ報告されることはないことを確実に周知する。フィードバックは回答者が特定できないように加工した上で行うよう注意が必要

★利用者調査をアンケート方式で実施した場合は、報告書提出の際に、アンケート様式のサンプル(未記入のもの)を併せて機構に提出する。

(アンケート用紙の例)

さいご じしん
最後にあなたご自身についておたずねします

このアンケートはグループホームの職員の方には送付されません。

F 1 あなたの年齢はおいくつですか。 (1つに○)

- | | | | |
|----------|----------|---------|---------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代 | 4. 40歳代 |
| 5. 50歳代 | 6. 60歳以上 | | |

F 2 あなたの性別はどちらですか。 (1つに○)

- | | |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

F 3 ここに住み始めたのはいつ頃ですか。

| | |
|---|----|
| 年 | 月頃 |
|---|----|

F 4 さしつかえなければあなたのユニット名を教えてください。

1 ページ

(ウ) 訪問調査について

a 訪問調査で現地調査を行うユニット数

| 1事業所のユニット数 | 現地調査するユニット数 |
|------------|---------------|
| 3ユニット以内 | 全ユニット現地調査する |
| 4ユニット以上 | 3ユニット以上現地調査する |

b 現地調査するユニットの選定

4ユニット以上あるグループホームにおいて、現地調査するユニットは評価機関が選定。

選定の際は、以下の事項をすべて考慮する。

- ① ユニットごとの特徴(通過型・滞在型ユニット、旧ケアホーム等)
- ② 前回の評価で現地調査していないユニット
- ③ 利用者調査の結果

⇒ 「現地調査したユニット名」及びその「選定理由」は、報告書にて機構に報告。
ただし、公表されるのは「現地調査したユニット名」のみ

(報告書の様式)

| 福祉サービス第三者評価結果報告書(平成28年度) | | | |
|--|---|---|-------|
| | | | 年 月 日 |
| 東京都福祉サービス評価推進機構 公益財団法人 東京都福祉保健財団理事長 殿 | | | |
| | | 〒 | |
| | | 所在地 | |
| | | 評価機関名 | |
| | | 認証評価機関番号 | 機構 - |
| | | 電話番号 | |
| | | 代表者氏名 | 印 |
| 以下のとおり評価を行いましたので報告します。 | | | |
| 評価者氏名・担当分野・評価者養成講習修了者番号 | 評価者氏名 | 担当分野 | 修了者番号 |
| | ① | <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営 | |
| | ② | <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営 | |
| | ③ | <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営 | |
| | ④ | <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営 | |
| | ⑤ | <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営 | |
| 福祉サービス種別 | 共同生活援助(グループホーム) | | |
| 評価対象事業所名称 | | 指定番号 | |
| 現地調査をしたユニット名 | | | |
| 現地調査をしたユニットの選定理由(複数選択可) | <input type="checkbox"/> ユニットの特徴 <input type="checkbox"/> 前回の評価で訪問していないユニット <input type="checkbox"/> 利用者調査結果 <input type="checkbox"/> その他() | | |

(3) 共同生活援助(グループホーム)の共通評価項目について

ア サービスの実施項目について

| | |
|-------|---|
| 6-4-1 | 個別の支援計画等に基づいて、自立した生活を送れるよう支援を行っている |
| 6-4-2 | 利用者が主体性を持って日常生活を楽しく快適に過ごせるような取り組みを行っている |
| 6-4-3 | 利用者の状況に応じて、生活上の支援を行っている |
| 6-4-4 | 利用者が健康を維持できるよう支援を行っている |
| 6-4-5 | 利用者の意向を尊重しつつ、個別状況に応じて家族等と協力して利用者の支援を行っている |
| 6-4-6 | 利用者が地域社会の一員として生活するための支援を行っている |

(旧項目(知的障害者地域生活援助、精神障害者福祉ホーム)、日中活動系障害サービスの項目を参考に検討)

6-4-1 個別の支援計画等に基づいて、自立した生活を送れるよう支援を行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、利用者が自立した生活を送れるよう、その人に合った支援が個別の支援計画等に基づいてどのように実施されているかを評価します。

| | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 個別の支援計画に基づいて支援を行っている |
| 2 | 利用者一人ひとりに合わせて、コミュニケーションのとり方を工夫している |
| 3 | 自立した生活を送るために、利用者一人ひとりが必要とする情報を、提供している |
| 4 | 周囲の人との関係づくりについての支援を行っている |
| 5 | 関係機関と連携をとって、利用者一人ひとりに応じた支援を行っている |

評価のポイント

【自立した生活について】

経済的な自立や身の回りの自立のみを指すのではなく、利用者が様々な関係の中で主体的に行動しながら生活することといった意味が含まれます。

【標準項目5】

関係機関とは日中活動先(就労先、日中サービス提供事業)や医療機関、福祉機関や各種団体を含みます。

6-4-2 利用者が主体性を持って日常生活を楽しく快適に過ごせるような取り組みを行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、生活の場であるグループホームにおいて、利用者が主体性を持って日常生活を楽しく快適に過ごせるようにするための取り組みを評価します。

| | |
|---|--|
| 1 | グループホームでの生活は、主体的な活動が尊重されている |
| 2 | グループホーム内のきまりごとについては、利用者等の意向を反映させて作成・見直しをしている |
| 3 | 休日の過ごし方や余暇の楽しみ方については、利用者の意向を反映し、情報提供や必要な支援を行っている |
| 4 | 室内は、採光、換気、清潔性等に配慮して、過ごしやすい環境となるようにしている |
| 5 | 【食事の提供を行っているグループホームのみ】 利用者の希望を反映し、食事時間が楽しいひとときになるよう工夫している |

評価のポイント

【標準項目1】

利用者が他の利用者へ迷惑をかけず、健康面に影響を及ぼさない限り、最大限主体的に活動することが尊重されているかを確認します。

【標準項目3】

個々の利用者の意向に沿った休日や余暇の過ごし方ができるよう、情報提供やレクリエーションを企画するなど必要な支援を行っているかを確認します。

6-4-3 利用者の状況に応じて、生活上の支援を行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、利用者の状況や希望に応じた生活上の支援が行われているかを評価します。

| | |
|---|--------------------------------------|
| 1 | 利用者の状況に応じて、身の回りのことについて必要な支援を行っている |
| 2 | 利用者の状況に応じて、家事(調理、洗濯等)について必要な支援を行っている |
| 3 | 利用者の状況に応じて、金銭の管理や使い方について支援を行っている |

評価のポイント

グループホームの利用者は一般就労している方、日常的に介護を必要としている方など、障害の程度、状態に幅があることも含め状況が様々です。利用者一人ひとりの心身の状況に応じて、必要な支援が行われているかに着目します。

【標準項目1】

旧ケアホームで等で介護の支援を行っている場合はここで確認します。

【標準項目3】グループホームにおいて重要な支援です。利用者一人ひとりの状況に合わせた支援を行っているか確認します。

6-4-4 利用者が健康を維持できるよう支援を行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、利用者が心身の健康を自ら維持できるよう、どのように支援を行っているかを評価します。

| | |
|---|--|
| 1 | 利用者の健康状態に注意するとともに、利用者の相談に応じている |
| 2 | 健康状態についての情報を、必要に応じて家族や医療機関等から得ている |
| 3 | 通院、服薬、バランスの良い食事の摂取等についての助言や支援を行っている |
| 4 | 利用者の体調変化(発作等の急変を含む)に速やかに対応できる体制を整えている |
| 5 | 【利用者の薬を預ることのあるグループホームのみ】 服薬の誤りがないようチェック体制を整えている |

評価のポイント

【標準項目4】

ここでは、日頃からの支援に加えて、夜間など世話人が不在になる時の体制についても確認します。

小規模なグループホームでは「体制」ではなく「仕組み」を評価します。

6-4-5 利用者の意向を尊重しつつ、個別状況に応じて家族等と協力して利用者の支援を行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、利用者の支援にあたって、本人の意向を尊重しながら状況に応じて家族等の協力を得ているかについて評価します

| | |
|---|--|
| 1 | 家族等との協力については、利用者本人の意向を尊重した対応をしている |
| 2 | 必要に応じて、利用者の日常の様子や施設の現況等を、家族等に知らせている |
| 3 | 必要に応じて家族等から利用者・家族についての情報を得て、利用者への支援に活かしている |

評価のポイント

家族等と利用者との関係が必ずしも良好でない場合には、どのような支援がなされているかにも着目します。

利用者の意向を尊重しつつ、個別状況に応じた家族等との協力が求められます。

6-4-6 利用者が地域社会の一員として生活するための支援を行っている

【評価項目のねらい】

この項目では、利用者が地域社会の一員として生活するにあたってどのような支援を行っているかを評価します。

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 利用者が地域の情報を得られるよう支援を行っている |
| 2 | 利用者が地域の資源を利用し、多様な社会参加ができるよう支援を行っている |

評価のポイント

「地域」とは、グループホームが所在する地域や利用者の通勤圏等を含めた利用者の生活圏を指します。

グループホームにはどのような支援を必要とする利用者があるのか、また、その利用者が利用する社会資源はどのようなものかに留意する必要があります。

イ 利用者調査について

| 共通 フレーム | 共通評価項目 | 標準調査票 質問文 | 項目のねらい | 関連する 項目 |
|------------|---|--|--|------------|
| サービスの提供 | 1 利用者は困ったときに支援を受けているか | あなたが困ったとき、グループホームの職員は助けてくれていると思いますか | ・生活の中で利用者が困った際に、職員が助けてくれていると思うか(手伝ってくれたり、相談にのってくれたりするか)を調査します。 | 6-4 |
| | 2 利用者は、主体的な活動が尊重されているか | あなたは、グループホームで好きな活動をして過ごさせていますか | ・グループホームにおいて、他の利用者へ迷惑をかけず、健康面に影響を及ぼさない限り、最大限利用者は主体的な活動が尊重されているかを調査します。 | 6-4-2 |
| | 3 グループホームでの生活はくつろげるか | あなたは、グループホームで落ち着いて過ごさせていますか | ・グループホームで落ち着いて過ごしているかを確認することで、利用者の生活がくつろげるものとなっているかを調査します。 | 6-4-2 |
| | 4 職員が利用者の家族等に連絡をする場合、方法や内容等についてあらかじめ利用者の希望が聞かれているか | 職員があなたの家族等に連絡する場合には、その前に連絡方法や内容等について、あなたの希望を聞いてくれますか | ・職員が利用者の家族等へ連絡をとる場合に、連絡方法や連絡内容について、事前に希望を聞いてくれているかを調査します。 | 6-4-5 |

VI 平成28年度の研修について

評価者フォローアップ研修(共通コース)

平成28年4月・5月開催

東京都福祉サービス評価推進機構

- 1 28年度研修計画
- 2 評価者フォローアップ研修
(専門コース)
- 3 その他の研修

1 28年度研修計画

【別紙1】「平成28年度評価者フォローアップ研修(専門コース)等実施計画」のとおり

日程が決まりましたら、随時、評価機関宛にメールで通知するほか、福ナビにも掲載しますので、御確認ください。

2 評価者フォローアップ研修(専門コース)

(1) 実施内容

講義内容や受講者の評価実績等のレベルに応じて【基本編】【実践編Ⅰ】【実践編Ⅱ】【発展編】を設定し、研修を実施

《開講》 平成28年5月～

《回数》 全17回

(2) 研修紹介

① 28年度から新たに評価対象となるサービスの内容を理解するための研修

基本編

★「児童福祉サービスの現状を学ぶ」: 認定こども園

★「障害者福祉サービスの現状を学ぶ」: 宿泊型自立訓練
共同生活援助

② 28年度から新たに評価対象となるサービスの評価項目を理解するための研修

実践編 I

★「児童福祉サービスの共通評価項目を学ぶ」

: 認定こども園



(2) 研修紹介

③ 利用者調査における聞き取り方式、場面観察方式の手法を理解するための研修

基本編

★「利用者調査の手法を学ぶ(児童分野)」

【事例】聞き取り: 児童養護施設 / 場面観察: 乳児院

★「利用者調査の手法を学ぶ(高齢分野)」

【事例】聞き取り: 指定介護老人福祉施設 /

場面観察: 認知症対応型共同生活介護

★「利用者調査の手法を学ぶ(障害分野)」

【事例】聞き取り: 障害者支援施設 /

場面観察: 医療型障害児入所施設

調査場面の
DVDを使用
します!!



(3) 受講上の留意点

ア 専門コース受講の義務付け

専門コースは、「評価者養成講習受講年度ごとに評価推進機構が定める3年間に1回は受講すること」と規定されています。

【参照】平成27年6月5日付27財情報第322号

「福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条第9号に定める「必要なフォローアップ研修」について(通知)」

最終年度に慌てて受講するのではなく、計画的に受講していただくようお願いします。

(3) 受講上の留意点

28年度が「3年の区切り」の最終年度に該当する評価者

⇒評価者養成講習修了者番号が「H02」・「H03」
・「H04」・「H07」「H10」・「H13」で始まる評価者

《フォローアップ研修(専門コース)受講における3年の区切り方》

| | | | |
|---------------------------------------|--|--|--|
| 評価者養成講習 修了者番号 (評価者養成講習 修了年度) | <u>H02*****</u> (14年度) <u>H03*****</u> (15年度) <u>H04*****</u> (16年度) <u>H07*****</u> (19年度) <u>H10*****</u> (22年度) <u>H13*****</u> (25年度) | H05***** (17年度) H08***** (20年度) H11***** (23年度) H14***** (26年度) | H06***** (18年度) H09***** (21年度) H12***** (24年度) H15***** (27年度) |
| 3年の区切り | 平成26年度～ 平成28年度 | 平成27年度～ 平成29年度 | 平成28年度～ 平成30年度 |

(3) 受講上の留意点

イ 3年の区切り

【例】平成22年度に評価者養成講習を修了し、平成23年度にフォローアップ研修(専門コース)を受講したAさん(H10*****)の場合

| 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-----------|-------------------------|--------------------------------------|------|-------------------------|------|------|
| 評価者養成講習修了 | フォローアップ研修 (専門コース)受講 | 直近のフォローアップ研修(専門コース) 受講後から3年ではない!! | | | | |
| | ←-----X-----→ | | | | | |
| | 評価者養成講習受講年度で定められた3年の区切り | | | 評価者養成講習受講年度で定められた3年の区切り | | |
| | ←-----→ | | | ←-----→ | | |

(3) 受講上の留意点

ウ 受講者確認

研修等を受講する場合は、受講者であることを確認するため、評価機関が発行する「**評価者であることを証する書類**」(評価者証)を**必ず持参・提示**してください。

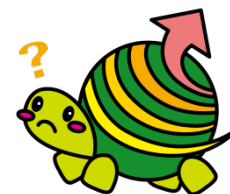
エ 受講確認

原則として、各日の研修終了時に受講者からの「**出席確認票**」の提出をもって受講したことを確認し、研修の修了とします。

(3) 受講上の留意点

オ 研修に関するお問い合わせについて

- ・受講決定後のキャンセルはどうすればよいか
- ・いつ受講決定の書類が届くのか
- ・研修の開催通知が送られてこない
- ・今年度評価者名簿の抹消対象になっているか等



原則として、研修に関するお問い合わせに対して、機構は評価者の方と直接お話しをすることはありません。お問い合わせは、必ず評価機関を通じて行うようにお願いします。

(4) 修了した研修の確認方法

ア 修了者名簿の送付

フォローアップ研修の修了者は、研修終了後(概ね1週間後)に、所属の評価機関宛に通知します。

イ 「福ナビ」の評価者名簿情報に掲載

(5) 受講辞退の手続き

研修の受講決定後に辞退する場合は、
所属評価機関を通じて評価推進機構に連絡の上、「評価者研修受講辞退届」を評価機関から提出してください。

3 その他の研修

(1) 社会的養護関係施設評価者研修

- ① 養成研修
- ② 継続研修（H27年度開始）

【受講要件】：東京都が実施した社会的養護関係施設評価者養成研修を修了し、かつ都内における社会的養護関係施設の評価実績がある評価者

【留意事項】：評価者個人としては、悉皆研修ではない。

評価機関としては、評価者要件及び認証更新要件の1つである。

(2) 評価機関支援研修

評価機関に求められる「**評価者の質の向上**」を図るためには何が必要なのかを考えるための研修

【研修内容】: 主に人材育成に関するマネジメントの講義

【研修時間】: 2時間程度 ※27年度: 2日間(10時間)

【実施時期】: 2月～3月 ※27年度: 8月

【実施方法】: 評価機関説明会の第2部として実施

【受講料】: 無料

H28.4より、福祉サービス第三者評価機関認証要綱に、評価機関の責務として「主たる評価者を育成・指導し、評価者の質の向上に取り組みこと」が明文化されました。是非受講していただくようお願いします!!

(3) 留意事項

その他の研修は、フォローアップ研修(専門コース)の受講実績としてカウントされませんので、御注意ください!!

・・・研修効果を高めるために・・・

受講に際しては、

- ① 各評価機関で作成いただいている、評価者個人別の「評価者育成計画」に基づいて、
- ② ご自身に必要な研修
にお申込みいただくようお願いいたします。

